

第1章 教育職員免許法の概要

1 目的

免許法は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。(免許法第1条)

2 教育職員

免許法の適用を受ける教育職員は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）並びに幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」という。）である。(免許法第2条第1項)

3 所轄庁

教員の勤務する学校の種類に応じ「所轄庁」は、次のとおりである。(免許法第2条第3項)

学校の種類	所轄庁
大学附置の国立又は公立学校	大学の学長
大学附置の学校以外の公立学校 (第一条学校に限る。)	学校を所管する教育委員会
大学附置の学校以外の公立学校 (幼保連携型認定こども園に限る。)	学校を所管する地方公共団体の長
私立学校	都道府県知事

4 相当免許主義の原則

教育職員は、免許法により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。(免許法第3条第1項)「各相当の免許状」とは、教員の各種別（教諭、助教諭）にそれぞれ相当する免許状（中学校、高等学校については、それぞれ相当する教科についての免許状）のことである。例えば、小学校の教諭の職務に従事する場合には、小学校教諭の普通免許状又は小学校教諭の特別免許状を有していなければならない。

なお、免許状を有することは、教育職員となるための必要条件であるから、免許状を有しない者を教育職員に任命又は雇用する行為は、違法であって当然無効である。(昭和39年3月3日最高裁判決)

5 相当免許主義の特例

(1) 講師

相当免許主義の原則からいえば、講師の免許状が必要となるが、講師の免許状は特に設けず、各相当学校の教員の免許状を有するものを充てるものとする。(免許法第3条第2項)

例えば、中学校の社会科の授業を担当する講師に必要な免許状は、中学校教諭の社会の普通免許状若しくは特別免許状又は中学校助教諭の社会の臨時免許状である。

(2) 特別支援学校教員

特別支援学校教員については、担当する領域の特別支援学校教員の免許状に加えて、それぞれの学校の「各部に相当する学校」の免許状を有する者でなければならない。(免許法第3条第3項)

なお、当分の間、各部に相当する学校の教諭の普通免許状を有する者は、特別支援学校の教員の免許状を有しないで、これらの学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師になることができ

また、特別支援学校において自立教科等以外の教科の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師は、特別支援学校教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有すればよいこととなっている。（免許法第 17 条の 3）

義務教育学校教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。（免許法第3条第4項）

中等教育学校教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。）については、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。（免許法第3条第4項）

次に掲げる事項の教授又は実習について特に必要があると認めるときは、あらかじめ愛媛県教育委員会に届け出て、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師として充てることができる。(免許法第3条の2、施行規則第65条の9)

- 教諭（主幹教諭、指導教諭を含む。）が、所有する免許教科の授業以外に他の教科の授業を担任する場合には、１年以内の期間に限り、愛媛県教育委員会の許可を受けて免許教科以外の教科を担任することができる。（免許法附則第２項）

工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれその免許状に係る教科に相当する

教科及び総合的な学習の時間の教授又は実習を担当する中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部)の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。(免許法第16条の5第2項、施行規則第66条の3第2項)

(9) 養護教諭の保健の授業担任

養護教諭の免許状を有し3年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭としての勤務経験がある者で、現に養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、その勤務する学校において保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができる。(免許法附則第14項)

6 免許状の種類

免許状は、教諭の免許状である普通免許状及び特別免許状と、助教諭の免許状である臨時免許状の3種類である。(免許法第4条第1項)

(1) 普通免許状

普通免許状は、小学校等の学校種別の教諭の免許状と学校種にかかわりのない養護教諭の免許状、栄養教諭の免許状とに区分され、更にそれぞれ、専修免許状、一種免許状及び二種免許状(高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状)に区分される。(免許法第4条第2項)

(2) 特別免許状

特別免許状は、63年改正法により新たに設けられた免許状であり、専門的な知識、技能等を身につけた社会人を学校現場に教諭として採用することをねらいとしたものであるが、その免許状は、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(免許法第5条第2項～第4項、第9条第2項)

(3) 臨時免許状

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定に合格した者に授与するものであり、その免許状を授与されたときから3年間、授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。(免許法第5条第5項、第9条第3項)

7 一種免許状取得の努力義務

教員に求められる資質能力の水準については、大学卒業が基本であるとの観点から、63年改正法により、教育職員でその有する相当の免許状が二種免許状であるものは、相当の一種免許状取得の努力義務が課せられた。(免許法第9条の2)

なお、相当の二種免許状を有する教員(幼稚園教諭、養護教諭及び栄養教諭を除く。)については、採用後12年を経過した時点で、次のような措置が講じられる。

(1) 授与権者は、採用後12年を経過した教員に対して、本人の意見を聴いて、以後3年間に一種免許状を取得するのに必要な単位を修得できる大学の課程、認定講習、通信教育等の指定を行い、任命権者はその受講の機会を与えるように努めなければならない。(免許法別表第3備考第8号、第9号)

(2) 上記の指定を受けた者で、3年以内に一種免許状を取得しないものについては、在職年数による単位の通減措置が、適用されない。(免許法別表第3備考第10号)

1 一般的事項

特別支援学校の教育職員は、「各部相当の免許状（学校種・教科ごと）」と「特別支援学校の教員の免許状（特別支援教育領域ごと）」の両方を有する者でなければならない。（養護教諭・養護助教諭、栄養教諭、自立教科等の教授を担当する教員を除く。）（免許法第3条第3項）

《事例：特別支援学校（視覚障害者領域）の小学部の教員》

小学校の免許状	+	特別支援学校の免許状（視覚障害者領域）
幼・小・中・高 各部に 相当する学校の免許状		担当する特別支援教育領域 の免許状

※ 特別支援学校教諭免許状の領域について

盲・聾・養護学校が特別支援学校に一本化されたことに伴い、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校の教員免許状となった。（免許法第3条及び第4条の2）

また、特別支援学校教諭免許状は、学校教育法第72条に規定する特別支援学校の目的に合わせて、次の5つの特別支援教育領域を定めて授与される。

特別支援 教育領域	視覚障害者に関する教育の領域	聴覚障害者に関する教育の領域
	知的障害者に関する教育の領域	肢体不自由者に関する教育の領域
	病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育の領域	

※ 左欄の免許状は、次表右欄の免許状の授与を受けたものとみなされる。（18年改正法附則第5条）

左欄	右欄
盲学校の免許状	特別支援学校の免許状（視覚障害者領域）
聾学校の免許状	特別支援学校の免許状（聴覚障害者領域）
養護学校の免許状	特別支援学校の免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者領域）

2 相当する各部の普通免許状を取得している者（免許法附則第15項）

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

〔注〕「教諭の免許状」・・・普通免許状及び特別免許状

《事例：特別支援学校（知的障害者領域）の高等部の教員》

高等学校教諭普通免許状 のみ

幼・小・中・高 各部に相当
する学校の普通免許状

※ 特別支援学校（知的障害者領域）の免許
状がなくても教授可能。

※ 高等部以外で教授することはできない。

（適用できない事例）

高等学校助教諭臨時免許状

臨時免許状ではこの規定は
該当しない。

※この場合、特別支援学校（知的障害者領域）
の免許状も必要。

3 「知的障害者」である幼児児童生徒に教科の指導を行う場合

担当する領域の特別支援学校教諭普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、自立教科等以外の教科の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。（免許法第17条の3）

[注] 1 免許法第17条の3は、知的障害者に対する合科指導の必要性の観点から設けられた規定であり、教科の教授・実習のみ担当可能。

※ 部・教科の種類にかかわらず全教科の指導が可能

2 学級担任にはなれない。

3 「教科」ではない特別活動（ホームルーム等）、道徳は教授できない。

《事例：特別支援学校（聴覚障害者領域）で中学部の知的障害者に対し教科を指導する教員》

小学校教諭普通免許状 + 特別支援学校教諭普通免許状（聴覚障害者領域）

幼・小・中・高 いずれかの学校の普通免許状

担当する特別支援教育領域の普通免許状

（適用できない事例①）

小学校教諭普通免許状 + 特別支援学校教諭普通免許状（病弱者領域）

担当する特別支援教育領域以外の普通免許状

（適用できない事例②）

小学校教諭普通免許状 + 特別支援学校助教諭臨時免許状（聴覚障害者領域）

臨時免許状ではこの規定は該当しない。

4 専科担任制度について（免許法第16条の5）

特別支援学校においても、小学校・中学校と同様、専科担任が可能。

（1）小学校専科（第1項）

中・高等学校教諭免許状を有する者は、小学部でその教科の教授・実習を担当可能。ただし、担当する特別支援教育領域の特別支援学校教員の免許状が必要。

（2）中学校専科（第2項）

次の表の高等学校教諭免許状を有する者は、中学部でその教科（事項）の教授・実習を担当可能。ただし、担当する特別支援教育領域の特別支援学校教員の免許状が必要。

工芸・書道・看護・情報・農業・工業・商業・水産・福祉・商船・看護実習・情報実習・農業実習・工業実習・商業実習・水産実習・福祉実習・商船実習	第16条の4第1項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項（柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務）
---	---

【よくある質問と答え】

Q 1 特別支援学校教諭免許状を有する者であれば、全ての領域の特別支援学校の全ての学部で、教員となることができますか。

A 1 できません。

特別支援学校の教員となるためには、原則、「各相当学校の教員の免許状（学校種・教科ごと）」と「担当する領域が定められた特別支援学校の教員の免許状」の両方が必要です。

例えば、病弱者領域の特別支援学校の小学部で教員となるために必要なのは、病弱者領域が定められた特別支援学校教員免許状と小学校教員免許状です。

※ 特別支援学校の教員の免許状は、特別支援教育領域ごとに分かれており、担当する特別支援教育領域の免許状が必要である。

また、免許法第3条第3項に「特別支援学校の教員（略）については、（略）特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならない。」と定められているため、原則、学校種免許と特支免許の両方が必要となる。

Q 2 高等学校教諭普通免許状のみを有する者を、特別支援学校の中学部に講師（又は教諭）として配置する場合、中学校助教諭臨時免許状が必要ですか。

A 2 中学校助教諭臨時免許状だけでなく、担当する領域の特別支援学校助教諭臨時免許状も必要となります。

※ 免許法附則第15項に、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。」とあるため、例外として学校種の普通免許状を所有していれば、特支免許がなくても、その学部の教員となることができる。

しかし、この事例では、学校種免許は臨時免許状であり、免許法附則第15項にはあたらないため、原則どおり、学校種免許と特支免許の両方が必要となる。

Q 3 特別支援学校教諭普通免許状（知的障害者領域）と中学校教諭普通免許状を有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校の小学部で、知的障害のある重複障害者に対して教科の授業を行うことができますか。

A 3 質問の事例では、授業を行うことができません。（免許法第17条の3を適用しての知的障害者に対する教科の教授には、その学校にかかる領域の特別支援学校教諭普通免許状が必要です。質問の事例では、肢体不自由者領域の特別支援学校教諭普通免許状が必要となります。）

※ 免許法第17条の3を適用して、専ら知的障害者に対し自立教科等以外の教科の教授又は実習を行うには、担任する領域の特別支援学校教諭普通免許状と幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状が必要である。

Q 4 中学校教諭普通免許状のみを有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校の小学部で、知的障害のある重複障害者に対して教科の授業を行う場合、特別支援学校助教諭臨時免許状（肢体不自由者領域）があればよいですか。

A 4 肢体不自由者領域の特別支援学校助教諭臨時免許状だけでなく、小学校助教諭臨時免許状の両方が必要です。

※ 免許法第 17 条の 3 を適用する場合に特別支援学校免許状は、担任する領域の特別支援学校教諭普通免許状であり、臨時免許状では免許法第 17 条の 3 を適用できない。

Q 5 特別支援学校教諭普通免許状（肢体不自由者領域）と中学校教諭普通免許状を有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校小学部で、知的障害のある重複障害者のクラスの担任になることができますか。

A 5 担任となることはできません。

※ 免許法第 17 条の 3 で認められているのは、自立教科等以外の教科の教授及び実習を行うことのみであるため、担任をすることはできない。

Q 6 特別支援学校教諭普通免許状（肢体不自由者領域）と小学校教諭普通免許状を有する者が、肢体不自由者領域の特別支援学校中学部（所有する学校種免許状と違う学部）で、自立活動の授業を行うことができますか。

A 6 質問の事例では、自立活動の授業を単独で行うことができません。

※ 免許法第 3 条第 3 項のとおり、「各相当学校の教員の免許状（学校種・教科ごと）」と「特別支援学校の教員の免許状（特別支援教育領域ごと）」の両方を有する必要があるため、自立活動の授業であったとしても、各相当学校教員免許状である中学校教員免許状が必要である。

また、専ら知的障害者に対する授業であったとしても、免許法第 17 条の 3 で認められているのは、自立教科等（＝自立教科及び自立活動）以外の教科のみであるため、やはり自立活動の授業を行うことはできない。

Q 7 ティームティーチングで授業を行う場合、該当部相当の免許状を有していない者を補助者とすることは可能ですか。例えば、Q 6 で自立活動の授業をティームティーチングで行う場合、小学校教諭普通免許状を有するものが、授業の補助者として入ることは可能ですか。

A 7 ティームティーチングによる授業を行う場合、該当部相当の免許状を有する教員が作成した年間授業計画及びその指導・助言に基づき授業を行う場合においてのみ、該当部相当の免許状を有していない者を補助者とすることができます。（この場合、該当部相当の免許状を有していないため、該当部の講師とすることはできません。）

Q 8 高等学校教諭免許状のみ所有している者を、特別支援学校小学部の講師として配置することはできますか。ただし、ティームティーチングの補助者としてのみ授業を担当します。

A 8 小学校教員免許状を有する者でないと、小学部の講師として配置することはできません。この者をティームティーチングの補助者として小学部に配置するならば、講師発令はできません。A 2 でも述べたように、講師として配置するならば、小学校助教諭臨時免許状と特別支援学校助教諭臨時免許状が必要です。

※ 教諭、助教諭、講師の職につくためには、「教育職員は、（略）各相当の免許状を有する者でなければならない。（免許法第3条）」ということが原則である。高等学校教諭免許状のみ所有する者を、小学校に講師として配置できないのと同様である。

第2章 普通免許状の取得方法

第1節 幼稚園教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と幼稚園教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

免許状の種類		所要資格	基礎資格	大学において修得すること 必要とする最低単位数				
				領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教育 相談等に 関する科 目	教育実践 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を 有すること。 (※1)		16	10	4	7	38
	一種免許状	学士の学位を 有すること。		16	10	4	7	14
	二種免許状	短期大学士の学 位を有すること。		12	6	4	7	2

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）

2 幼稚園教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

3 幼稚園の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、領域及び保育内容の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの

単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第2条表備考15号)

2 単位の修得方法

(1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目（施行規則第2条第1項の表）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
領域に関する専門的事項 (※1)	16	12
保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） (※2)		

(※1) 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。(施行規則第2条第1項の表備考第1号)

(※2) ア 学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。(施行規則第2条第1項の表備考第2号)

イ 半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）又は特別活動の指導法の単位を充てることができる。(施行規則第2条第1項の表備考第13号)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目
(以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。)(施行規則第2条第1項の表)

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種免許状	二種免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※2)	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4
	幼児理解の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目 (※3)	教育実習	5	5
	教職実践演習	2	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第11号）

2 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）の単位のうち、2単位（二種免許状の場合は1単位）までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第12号）

平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。）（19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条）

(※1) ア 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第2条第

1 項の表備考第 2 号)

イ 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は、1 単位以上修得すること。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 3 号）

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 4 号）

(※2) 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 2 号）

(※3) ア 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 6 号）

イ 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の 1 単位を含むこと。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 7 号）

ウ 教育実習の単位には、2 単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができない。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 8 号）

エ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として 1 年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数 1 年について 1 単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 9 号）

オ 平成 25 年 3 月 31 日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成 22 年 4 月 1 日以後に大学等に入学した者は除く。）（19 年改正法施行規則〔平成 20 年文部科学省令第 34 号〕附則第 3 条）

(3) 大学が独自に設定する科目（施行規則第2条第1項の表）

最 低 修 得 単 位 数		
専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状
38	14	2

- [注] 1 専修免許状に必要とされる38単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第1備考第7号）
- 2 (1)に掲げる「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は(2)に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第14号）

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第3関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、修得単位数は在職年数に応じて、次のとおり逡減する。

1 幼稚園教諭二種免許状

(1) 勤務年数による最低修得単位数逡減表（免許法別表第3備考第7号）

幼稚園助教諭臨時免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10	11	12	13 以上
幼稚園助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 在職年数には、特別支援学校の幼稚部又は幼保連携型認定こども園の教員としての勤務年数のほか、外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第67条）

2 最低在職年数6年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の在職年数を通算することができる。（施行規則第68条）

3 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。（施行規則第70条）

4 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

5 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

6 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表、

(施行規則第 11 条、第 14 条、県教委規則第 5 条別表第 1)

総 単 位 数		45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	5	4	4	3	3	2	2	1
	最低修得単位の配分	学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち 1 科目以上							
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	30	27	24	21	18	15	12	9
	最低修得単位の配分								
	保育内容の指導法に関する科目	8	8	7	6	6	5	4	4
	教育の基礎的理解に関する科目	6	6	5	4	4	3	2	2
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	2	2	2	1		

- [注] 1 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する各科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を 1 以上含むこと。(Ⅰ・Ⅱ・(1) 及び (2) 参照)
- 2 総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 3 「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

2 幼稚園教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数逓減表（免許法別表第3備考第7号）

幼稚園教諭二種免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 5	6	7	8	9	10	11	12 以上
幼稚園教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 II・1・(1) 幼稚園教諭二種免許状を取得する場合の [注] 1～5に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表

（施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1）

総 単 位 数			45	40	35	30	25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数		4	4	3	3	2	2	1	1
	最低修得単位の配分		学校教育法施行規則第 38 条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち 1 科目以上							
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		20	18	16	14	13	11	9	7
	最低修得単位の配分	保育内容の指導法に関する科目	5	5	4	4	3	2	2	1
		教育の基礎的理解に関する科目	5	5	4	4	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	1	1				
大学が独自に設定する科目	単 位 数		6	5	5	4	4	3	3	2

[注] II・1・(2) 幼稚園種二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の

[注] 1～3と同じ。

(2) 大学に3年以上在学した者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したものは、次の表により幼稚園教諭一種免許状を取得できる。

ア 勤務年数による最低修得単位数逡減表（施行規則第11条表備考第3号、第12条）

幼稚園教諭二種免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	6以上
幼稚園教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 25	20	15	10

[注] II・2・(1)・ア短期大学卒業者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合の [注] 1～3に同じ。

イ 最低修得単位数配分表

（施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1）

総 単 位 数			25	20	15	10
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数		2	2	1	1
	最低修得単位の配分		学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上			
保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		12	10	9	7
	最低修得単位の配分	保育内容の指導法に関する科目	3	2	2	1
		教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
大学が独自に設定する科目	単 位 数		6	5	3	2

[注] II・1・(2)幼稚園教諭二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の [注] 1～3に同じ。

3 幼稚園教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数（免許法別表第3）

幼稚園教諭一種免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
幼稚園教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することとし、大学が独自に設定する科目を修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条第1項の表）

Ⅲ 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得（免許法別表第 8 関係）

幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、小学校教諭普通免許状取得後、小学校の教員又は幼稚園の教員（臨時免許状による講師を含む。）として 3 年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、当該学校の教員として 3 年間良好な成績での勤務に加えて、平成 28 年 4 月 1 日以降に、幼稚園の教員として勤務した在職年数がある場合は、修得単位数が通減される。

[注] 1 **Ⅱ・1・(1)** 幼稚園教諭種二種免許状を取得する場合（勤続年数による最低修得単位数通減表）の [注] 1 に同じ。

[注] 2 臨時免許状の講師としての期間は、在職年数に含むが、発令上助教諭の期間は在職年数に含まない。

1 勤務年数による最低修得単位数通減表

（免許法別表第 8、施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号）

有することを必要とする免許状	小学校教諭 普通免許状	
有することを必要とする免許状を取得した後、幼稚園の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 0	1
有することを必要とする免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 6	3

[注] 在職年数には、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園を含む。

2 最低修得単位数配分表

（施行規則第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 5）

有することを必要とする免許状	小学校教諭 普通免許状	
総 単 位 数	6	3
領域に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	
	最低修得単位の配分	
保育内容の指導法に関する科目	単 位 数	6
又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位の配分	3
大学が独自に設定する科目	単 位 数	

[注] 1 単位は、大学（短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

2 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

第2節 小学校教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と小学校教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

免許状の種類		所要資格	基礎資格	大学において修得すること 必要とする最低単位数				
				教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教 育相談等 に関する科 目	教育実践 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目
小 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 (※1)		30	10	10	7	26
	一種免許状	学士の学位を有すること。		30	10	10	7	2
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。		16	6	6	7	2

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）

2 特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等の体験が必要であること。ただし、介護等に関する専門的知識を有する者又は身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者については、必要ないこと。（特例法第2条）

平成10年3月31日までに大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものは、介護等の体験が必要ないこと。（特例法附則第2項）

3 小学校教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

4 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第2条表備考15号）

2 単位の修得方法

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目（施行規則第3条第1項の表）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
教科に関する専門的事項 (※1)	30	16
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (※2)		

(※1) 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下、「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。（施行規則第3条第1項の表備考第1号）

(※2) ア 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下、「各教科の指導法に関する科目」という。）は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第2号）

イ 専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得すること。（施行規則第3条第1項の表備考第3号）

ウ 生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもって充てることができる。（施行規則第3条第1項の表備考第6号）

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（施行規則第3条第1項の表）

科 目	左項の各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種 免許状	二種免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※2)	道徳の理論及び指導法	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目 (※3)	教育実習	5	5
	教職実践演習	2	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第11号）

2 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第2号）

3 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。）並びに道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）の単位のうち、2単位（二種免許状を受ける場合にあっては1単位）までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第12号）

（※1）ア 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は、1単位以上修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第3号）

イ 道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（施行規則第2条第1項の表備考第4号）

（※2）ア 道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道德の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号）

イ 道德、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号の2）

（※3）ア 教育実習は、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。（施行規則第3条第1項の表備考第5号）

イ 教育実習の単位には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むこと。（施行規則第2条第1項の表備考第7号）

ウ 教育実習の単位には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができない。（施行規則第2条第1項の表備考第8号）

エ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数

1年について1単位の割合で、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第9号）

オ 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。）（19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条）

(3) 大学が独自に設定する科目（施行規則第3条第1項の表）

最 低 修 得 単 位 数		
専 修 免 許 状	一 種 免 許 状	二 種 免 許 状
26	2	2

[注] 1 専修免許状に必要とされる26単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第1備考第7号）

2 (1)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」又は(2)に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第14号）

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第3関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。なお、修得単位数は在職年数に応じて、次のとおり通減する。

1 小学校教諭二種免許状

(1) 勤務年数による最低修得単位数通減表（免許法別表第3備考第7号）

小学校助教諭臨時免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10	11	12	13 以上
小学校助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

- [注] 1 在職年数には、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程の教員としての在職年数のほか、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第67条）
- 2 最低在職年数6年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の在職年数を通算することができる。（施行規則第68条）
- 3 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。（施行規則第70条）
- 4 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。
（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$
- 5 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）
- 6 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表

(施行規則第 11 条、第 14 条、県教委規則第 5 条別表第 1)

総 単 位 数		45	40	35	30	25	20	15	10	
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	4	4	3	3	2	2	1	1	
	国語等の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上（Ⅰ・Ⅱ・(1)参照）									
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	29	26	23	20	17	14	11	8	
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	12	11	10	9	8	6	5	4
		教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4	4	3	3	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	5	4	4	3	3	2	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数	2	2	2	2	1	1	1	1	

- [注] 1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する各科目は、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を 1 以上含むこと。(I・2・(1) 及び (2) 参照)
- 2 「大学が独自に設定する科目」については、I・2・(3) [注] 2 の修得方法によること。
- 3 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 4 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

2 小学校教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数通減表（免許法別表第3備考第7号）

小学校教諭二種免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した 在職年数	年 5	6	7	8	9	10	11	12以上
小学校教諭二種免許状を取得した後、大学等において 修得することを要する最低 単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

〔注〕 1 **Ⅱ・1・(1)** 小学校教諭二種免許状を取得する場合の〔注〕1～5に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

3 教育職員に任命（雇用）された日から起算して12年を経過した者は、一種免許状を取得するのに必要な単位数を修得することができる大学の課程等の指定を受けることができる。（免許法別表第3備考第8号）

4 上記〔注〕3の指定を受けた者で、3年以内（在職年数15年以内）に一種免許状を取得しない者については、最低単位数通減措置が適用されず、45単位修得することとなる。（免許法別表第3備考第10号）

ただし、心身の故障による休職、引き続き90日以上病気休暇、産前産後休暇並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間については、在職年数に通算しない。（施行規則第70条の2）

イ 最低修得単位数配分表

（施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1）

総 単 位 数			45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数		4	4	3	3	2	2	1	1
	最低修得単位の配分		国語等の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上（Ⅰ・Ⅱ・(1)参照）							
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		21	19	17	15	13	11	9	7
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	11	10	9	7	5	4	3	2
		教育の基礎的理解に関する科目	5	4	3	3	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	4	3	3	3	2	2	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数		5	5	4	4	3	3	2	2

〔注〕 **Ⅱ・1・(2)** 小学校教諭二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の

〔注〕1～4に同じ。

(2) 大学に3年以上在学した者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したものは、次の表により小学校教諭一種免許状を取得できる。

ア 勤務年数による最低修得単位数逡減表(施行規則第11条の表備考第3号、第12条)

小学校教諭二種免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	6以上
小学校教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 25	20	15	10

[注] II・2・(1)・ア短期大学卒業者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合の[注]1～4に同じ。

イ 最低修得単位数配分表

(施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1)

総 単 位 数		25	20	15	10	
教科に関する専門的 事項に関する 科目	単 位 数	2	2	1	1	
	最低修得単位の配分	国語等の教科に関する専門的 事項を含む科目のうち1科目 以上（Ⅰ・Ⅱ・(1)参照）				
各教科の指 導法に関す る科目又は 教諭の教育 の基礎的理 解に関する 科目等	単 位 数	13	11	9	7	
	最低 修得 単位 の 配 分	各教科の指導法に関する科目	5	4	3	2
		教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指 導法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目	3	2	2	1
大学が独自 に設定する 科目	単 位 数	5	4	3	2	

[注] II・1・(2)小学校教諭二種免許状を取得する場合(最低修得単位数配分表)の[注]1～4に同じ。

3 小学校教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数（免許法別表第3）

小学校教諭一種免許状を取得した後、小学校の 教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
小学校教諭一種免許状を取得した後、大学院等 において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することとし、大学が独自に設定する科目を修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条第1項の表）

Ⅲ 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得（免許法別表第 8 関係）

小学校教諭二種免許状を取得するためには、幼稚園教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状取得後、当該学校の教員又は小学校の教員（免許法第 16 条の 5 に基づく専科指導を行う教諭等、臨時免許状による講師を含む。）として 3 年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、当該学校の教員として 3 年間良好な成績での勤務に加えて、平成 28 年 4 月 1 日以降、小学校の教員として勤務した在職年数がある場合には、修得単位数が通減される。

[注] 1 在職年数には、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第 67 条）

[注] 2 臨時免許状の講師としての期間は、在職年数に含むが、発令上助教諭の期間は在職年数に含まない。

1 勤務年数による最低修得単位数通減表 （免許法別表第 8、施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号）

有することを必要とする免許状	幼稚園教諭 普通免許状			中学校教諭 普通免許状		
有することを必要とする免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 0	1	2	0	1	2
有することを必要とする免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 13	10	7	12	9	6

[注] 在職年数には、学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部を含む。

2 最低修得単位数配分表

(施行規則第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 5、県教委規則第 5 条別表第 6)

有することを必要とする免許状				幼稚園教諭 普通免許状			中学校教諭 普通免許状		
総 単 位 数				13	10	7	12	9	6
教科に関する 専門的事項に 関する科目	単 位 数								
	最低修得単位の配分								
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	単 位 数			13	10	7	12	9	6
	最低修 得単位 の配分	各教科の指導法に関する科目		10 (※ 1)	7 (※ 2)	5 (※ 3)	10 (※ 1)	7 (※ 2)	5 (※ 3)
		道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目	道徳の理論及び 指導法	1	1	1			
			生徒指導の理論 及び方法	2 (※ 4)	2 (※ 4)	1 (※ 4)	2 (※ 4)	2 (※ 4)	1 (※ 4)
			教育相談（カウ ンセリングに関 する基礎的な知 識を含む。）の理 論及び方法						
			進路指導及びキ ャリア教育の理 論及び方法						
大学が独自に 設定する科目	単 位 数								

[注] 1 単位は、大学（短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

2 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 1 年×週 10 時間／20 時間＝0.5 年

[各教科の指導法に関する科目の修得方法]

(※ 1) 国語等のうち 5 以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ 2 単位以上を修得すること。（施行規則第 18 条の 2 の表備考第 2 号）

(※ 2) 国語等のうち 5 以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）及びこれらのうち 2 以上についてそれぞれ 2 単位以上又は、4 以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち 3 以上について 2 単位以上を修得すること。（県教委規則第 5 条別表第 6 備考第 1 号）

(※ 3) 国語等のうち 4 以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）及びこれらのうち 1 以上について 2 単位以上又は、3 以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち 2 以上について 2 単位以上又は 5 以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ 1 単位以上を修得すること。（県教委規則第 5 条別表第 6 備考第 1 号）

- (※4) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」並びに「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの事項すべて含む必要があること。（県教委規則第5条別表第6備考第2号）

「各教科の指導法に関する科目」※1、※2、※3の履修方法イメージ

	10 単位のケース (※ 1)					7 単位のケース (※ 2)					5 単位のケース (※ 3)				
	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E
パターン①	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン②						2	2	2	1	－	2	1	1	1	－
パターン③															
授与できない パターン															

第3節 中学校教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と中学校教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

免許状の種類		所要資格	基 礎 資 格	大学において修得すること 必要とする最低単位数			
				教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教育 相談等に 関する科 目	教育実践 に関する 科目
中 学 校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。（※1）	28	10	10	7	28
	一種免許状	学士の学位を有すること。	28	10	10	7	4
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	12	6	6	7	4

（※1） 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）

2 特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等の体験が必要であること。ただし、介護等に関する専門的知識を有する者又は身体上の障害者については、必要ないこと。（特例法第2条）

平成10年3月31日までに大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものは、介護等の体験が必要ないこと。（特例法附則第2項）

3 中学校教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により同一の教科の専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

4 中学校教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第2条表備考15号）

2 単位の修得方法

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目（施行規則第4条第1項の表）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
教科に関する専門的事項 (※1)	28	12
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (※2)		

(※1) ア 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、次の表に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。（施行規則第4条第1項の表備考第1号）

イ 教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含まなければならない。（施行規則第4条第1項の表備考第2号）

ウ 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（施行規則第4条第1項の表備考第3号）

エ 次の表中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うこと。

ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得すること。（施行規則第4条第1項の表備考第4号）

(※2) ア 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法に関する科目」という。）は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第4条第1項の表備考第5号）

イ 受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上を修得すること。（施行規則第4条第1項の表備考第6号）

ウ 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目の単位数のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては、**1・2・(2)**に定める最低修得単位数欄の（ ）内の数字以上の単位を修得すること。（施行規則第4条第1項の表備考第9号）

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史・外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」
	「社会学、経済学」
	「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学・栄養学
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	材料加工（実習を含む。）
	機械・電気（実習を含む。）
	生物育成
	情報とコンピュータ
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学

職業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）
（施行規則第4条第1項の表）

科 目	左項の各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種 免許状	二種免許状
教育の基礎的理解 に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	6 (3)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※2)	道徳の理論及び指導法	10 (6)	6 (4)
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目 (※3)	教育実習	5 (3)	5 (3)
	教職実践演習	2	2

- [注] 1 教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第11号）
- 2 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第4条第1項の表備考第5号）

- (※1) ア 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は、1単位以上修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第3号）
- イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（施行規則第2条第1項の表備考第4号）
- (※2) ア 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号）
- イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号の2）
- (※3) ア 教育実習の単位には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むこと。（施行規則第2条第1項の表備考第7号）
- イ 教育実習の単位には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる。
- この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができない。（施行規則第2条第1項の表備考第8号）
- ウ 教育実習は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）の教育を中心とする。（施行規則第4条第1項の表備考第7号）
- エ 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、中学校又は高等学校の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができ

きる。(施行規則第4条第1項の表備考第8号)
 オ 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。(平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。)(19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条)

(3) 大学が独自に設定する科目(施行規則第4条第1項の表)

最低修得単位数		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
28	4	4

- [注] 1 専修免許状に必要とされる28単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。(免許法別表第1備考第7号)
- 2 (1)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」又は(2)に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。(施行規則第2条第1項の表備考第14号)

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第3関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、修得単位数は在職年数に応じて、次のとおり逡減する。

1 中学校教諭二種免許状

(1) 勤務年数による最低修得単位数逡減表（免許法別表第3備考第7号）

中学校助教諭臨時免許状を取得した後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10	11	12	13 以上
中学校助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

- [注] 1 在職年数には、特別支援学校の中学部又は義務教育学校の後期課程の教員としての勤務年数のほか、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第67条）
- 2 最低在職年数6年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事としての在職年数を通算することができる。（施行規則第68条）
- 3 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。（施行規則第70条）
- 4 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。
（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$
- 5 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）
- 6 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表

(施行規則第 11 条、第 14 条、県教委規則第 5 条別表第 1、別表第 9)

総 単 位 数		45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	10	9	8	7	6	5	4	3
	最低修得単位の配分	(3)の教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表のとおり							
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	21	19	17	15	12	10	8	6
	最低修得単位の配分								
	各教科の指導法に関する科目	2	2	2	2	2	1	1	1
	教育の基礎的理解に関する科目	6	5	5	4	3	3	2	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数	4	4	3	3	2	2	1	1
	最低修得単位の配分								
大学が独自に設定する科目	単 位 数	4	4	3	3	2	2	1	1
	最低修得単位の配分								

- [注] 1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の各科目は、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を 1 以上含むこと。(I・2・(1)及び(2)参照)
- 2 各教科の指導法に関する科目の単位は、取得しようとする免許教科ごとに修得すること。
- 3 「大学が独自に設定する科目」については、I・2・(3) [注] 2 の修得方法によること。
- 4 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 5 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

(3) 教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表

(県教委規則第5条別表第9)

免許教科	単位数	単位の修得方法	免許教科	単位数	単位の修得方法
国語	10	4科目以上	保健体育	10	5科目以上
	8～9	3科目以上		8～9	4科目以上
	5～7	2科目以上		6～7	3科目以上
	3～4	1科目以上		4～5	2科目以上
社会	10	5科目以上	保健	3	1科目以上
	8～9	4科目以上		10	3科目以上
	6～7	3科目以上		7～9	2科目以上
	4～5	2科目以上		3～6	1科目以上
	3	1科目以上		10	4科目以上
数学	10	5科目以上	技術	8～9	3科目以上
	8～9	4科目以上		5～7	2科目以上
	6～7	3科目以上		3～4	1科目以上
	4～5	2科目以上	家庭	10	5科目以上
	3	1科目以上		8～9	4科目以上
理科	10	5科目以上		6～7	3科目以上
	8～9	4科目以上		4～5	2科目以上
	6～7	3科目以上		3	1科目以上
	4～5	2科目以上	職業又は 職業実習	10	4科目以上
	3	1科目以上		8～9	3科目以上
音楽	10	5科目以上		5～7	2科目以上
	8～9	4科目以上	3～4	1科目以上	
	6～7	3科目以上	職業指導	10	3科目以上
	4～5	2科目以上		7～9	2科目以上
	3	1科目以上		3～6	1科目以上
美術	10	5科目以上	英語	10	4科目以上
	8～9	4科目以上		8～9	3科目以上
	6～7	3科目以上		5～7	2科目以上
	4～5	2科目以上		3～4	1科目以上
	3	1科目以上	宗教	10	3科目以上
				7～9	2科目以上
				3～6	1科目以上

[注] 大学における養成による免許状授与の場合の「教科に関する専門的事項に関する科目」のうちから修得すること。(I・2・(1)教科に関する専門的事項に関する科目参照)

2 中学校教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が中学校教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数逓減表（免許法別表第3備考第7号）

中学校教諭二種免許状を取得した後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 5	6	7	8	9	10	11	12 以上
中学校教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 **Ⅱ・1・(1)** 中学校教諭二種免許状を取得する場合の [注] 1、3～5 に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

3 最低在職年数6年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事若しくは社会教育主事又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師の在職年数を通算することができる。（施行規則第 68 条）

4 教育職員に任命（雇用）された日から起算して 12 年を経過した者は、一種免許状を取得するのに必要な単位を修得することができる大学の課程等の指定を受けることができる。（免許法別表第3備考第8号）

5 上記 [注] 3 の指定を受けた者で、3 年以内（在職年数 15 年以内）に一種免許状を取得しない者については、最低単位数逓減措置が適用されず、45 単位修得することとなる。（免許法別表第3備考第10号）

ただし、心身の故障による休職、引き続き 90 日以上病気休暇、産前産後休暇並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間については、在職年数に通算しない。（施行規則第 70 条の 2）

イ 最低修得単位数内訳表

(施行規則第 11 条、第 14 条、県教委規則第 5 条別表第 1、別表第 9)

総 単 位 数			45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する事項	単 位 数		10	9	8	7	6	5	4	3
	最低修得単位の配分		ウの教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表のとおり							
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		16	14	13	11	10	8	7	5
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	4	3	3	2	2	1	1	
		教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	4	4	3	3	2	2	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数		4	4	3	3	3	3	2	2

[注] 1 II・1・(2) 中学校教諭二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の [注] 1～5 に同じ。

2 保健の教科についての中学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者で旧国立養護教諭養成所を卒業したものは、教科に関する専門的事項に関する科目 4 単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 6 単位を含めて 20 単位を修得したものとみなす。（施行規則第 11 条第 1 項の表備考第 4 号）

ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表

(県教委規則第 5 条別表第 9)

免許教科	単位数	単位の修得方法	免許教科	単位数	単位の修得方法
国 語	10	2 科目以上	保健体育	8～10	2 科目以上
	3～9	1 科目以上		3～7	1 科目以上
社 会	8～10	2 科目以上	保 健	3～10	1 科目以上
	3～7	1 科目以上	技 術	10	2 科目以上
数 学	8～10	2 科目以上		3～9	1 科目以上
	3～7	1 科目以上	家 庭	8～10	2 科目以上
理 科	8～10	2 科目以上		3～7	1 科目以上
	3～7	1 科目以上	職業又は職業実習	10	2 科目以上
音 楽	8～10	2 科目以上	職業指導	3～9	1 科目以上
	3～7	1 科目以上		3～10	1 科目以上

美 術	8 ～ 10	2 科目以上	英 語	10	2 科目以上
	3 ～ 7	1 科目以上		3 ～ 9	1 科目以上
			宗 教	3 ～ 10	1 科目以上

[注] 大学における養成による免許状授与の場合の「教科に関する専門的事項に関する科目」のうちから修得すること。(Ⅰ・Ⅱ・(1)教科に関する専門的事項に関する科目参照)

(2) 大学に3年以上在学した者等が中学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したものは、次の表により中学校教諭一種免許状を取得できる。(施行規則第11条第1項の表備考第3号)

ア 勤務年数による最低修得単位数逡減表(施行規則第11条の表備考第3号、第12条)

中学校教諭二種免許状を取得した後、中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	6以上
中学校教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 25	20	15	10

[注] **Ⅱ・2・(1)・ア**短期大学卒業者等が中学校教諭一種免許状を取得する場合の[注]1～4に同じ。

イ 最低修得単位数配分表

(施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1、別表第9)

総 単 位 数			25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数		6	5	4	3
	最低修得単位の配分		Ⅱ・2・(1) ウの教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表のとおり			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		10	8	7	5
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	2	1	1	
		教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	2	2	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数		4	3	3	2

[注] **Ⅱ・1・(2)**中学校教諭二種免許状を取得する場合(最低修得単位数配分表)の

[注] 1～5に同じ。

3 中学校教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数（免許法別表第3）

中学校教諭一種免許状を取得した後、中学校の教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
中学校教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することとし、大学が独自に設定する科目を修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条第1項の表）

Ⅲ 教育職員検定による他の教科の免許状の取得（免許法別表第4関係）

中学校教諭の普通免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合、次の単位を修得すれば、免許状を取得することができる。

基礎免許状及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第4）

受けようとする他の教科 についての免許状の種類	有することを必要 とする免許状	最低修得単位数		
		教科に関 する専門 的事項に 関する科 目	各教科の 指導法に 関する科 目	大学が独 自に設定 する科目
専修免許状	専修免許状	20	8	24
一種免許状	専修免許状	20	8	
	一種免許状			
	専修免許状	10	3	
二種免許状	一種免許状			
	二種免許状			

[注] 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、大学における養成による免許状授与の場合の教科に関する科目の修得方法による。（**Ⅰ・2・(1)** 教科に関する専門的事項に関する科目参照）（施行規則第15条第1項）

2 「各教科の指導法に関する科目」は、取得しようとする免許教科ごとに修得すること。（施行規則第15条第2項）

3 専修免許状の授与を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」の単位の修得方法は、**Ⅰ・2・(1)**に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、**Ⅰ・2・(2)**に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得することとし、一種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第4備考第2号、施行規則第2条第1項の表備考第14号、第15条第1項の表備考第3号）

4 一種免許状に係る単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。

この場合において、その単位数から中学校の二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。（免許法別表第4備考第3号）

5 他の教科についての専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、当該他の教科について的一种免許状又は二種免許状を有するときは、専修免許状又は一種免許状の欄に定める最低単位数からそれぞれ一種免許状又は二種免許状を取得するのに必要な最低単位数を差し引くこと。（免許法別表第4備考第4号）

6 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

Ⅳ 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得（免許法別表第 8 関係）

小学校教諭普通免許状又は高等学校教諭普通免許状取得後、中学校教諭二種免許状を取得するためには、当該学校の教員又は中学校の教員（免許法第 16 条の 5 に基づく専科指導を行う教諭等、臨時免許状による講師を含む。）として 3 年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、当該学校の教員として 3 年間良好な成績での勤務に加えて、平成 28 年 4 月 1 日以降、中学校の教員として勤務した在職年数がある場合は、修得単位数が通減される。

[注] 1 在職年数には、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第 67 条）

[注] 2 臨時免許状の講師としての期間は、在職年数に含むが、発令上助教諭の期間は在職年数に含まない。

1 勤務年数による最低修得単位数通減表 （免許法別表第 8、施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号）

有することを必要とする免許状	小学校教諭 普通免許状				高等学校教諭 普通免許状		
	年 0	1	2	3	0	1	2
小学校又は高等学校教諭普通免許状を取得した後、 中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数							
小学校又は高等学校教諭普通免許状を取得した後、 大学等において修得することを要する最低単位数	単位 14	11	8	7	9	6	5

[注] 在職年数には、学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校、義務教育学校、学校教育法第 71 条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部を含む。（施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号の表）

2 最低修得単位数配分表

(施行規則第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 5、県教委規則第 5 条別表第 6、別表第 9、別表第 10)

有することを必要とする免許状				小学校教諭 普通免許状				高等学校教諭 普通免許状 (※1)		
総 単 位 数				14	11	8	7	9	6	5
教科に関する 専門的事項に 関する科目	単 位 数			10	7	5	5			
	最低修得単位の配分			Ⅰ・2・(1)教科に関する専門的事項に関する科目に定める修得方法によること						
各教科の指導 法に関する科目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	単 位 数			4	4	3	2	5	3	3
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目 (※2)		2	2	1	1	2	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法					1	1	1
			生徒指導の理論及び方法 (※3)	2	2	2	1	2	1	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 (※3)							
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 (※3)							
大学が独自に 設定する科目	単 位 数							4	3	2
							(※4)			

[注] 1 単位は、大学（短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

2 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 1 年×週 10 時間／20 時間＝0.5 年

(※ 1) 免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。（施行規則第 18 条の 3 第 2 項）

有している高等学校教諭普通免許状	受けようとする中学校教諭二種免許状
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽

美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

(※2) [各教科の指導法に関する科目の修得方法]

それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。(施行規則第18条の2の表備考第2号)

(※3) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの事項すべて含む必要があること。(県教委規則第5条別表第10備考第2号)

(※4) [大学が独自に設定する科目の修得方法] (施行規則第18条の2の表備考第3号)

I・2・(1)「教科及び教科の指導法に関する科目」又は**I・2・(2)**「教育の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目のうち1以上の科目について修得することとし、下表左欄教科の免許状の授与を受ける場合は、下表右欄の単位を含むこと。

教 科	必 要 科 目	修 得 単 位		
		4	3	2
国語	書道（書写を中心とする。）	1単位以上		1単位以上
社会 （地理歴史の 免許状を有する者）	「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	それぞれ 1単位以上		2以上の科目について それぞれ 1単位以上
社会 （公民の免許 状を有する者）	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。）	それぞれ 1単位以上		それぞれ 1単位以上
理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1単位以上		1単位以上
美術	工芸	1単位以上		1単位以上
技術	材料加工（実習を含む。） 生物育成	それぞれ 1単位以上		それぞれ 1単位以上

第4節 高等学校教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と高等学校教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得すること 必要とする最低単位数				
			教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教育 相談等に関 する科目	教育実践 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 (※1)	24	10	8	5	36
	一種免許状	学士の学位を有すること。	24	10	8	5	12

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）

2 高等学校教諭の一種免許状を有する者が、免許法別表第1の規定により同一の教科の専修免許状を取得しようとする場合は、一種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

3 高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては8単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては6単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては4単位まで指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第5条表備考第7号）

2 単位の修得方法

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目（施行規則第5条第1項の表）

科 目	最低修得単位数
	専修・一種免許状
教科に関する専門的事項 (※1)	24
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (※2)	

(※1) ア 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、次の表に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。（施行規則第5条第1項の表備考第1号）

イ 教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含まなければならない。（施行規則第4条第1項の表備考第2号）

ウ 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（施行規則第4条第1項の表備考第3号）

エ 次の表中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うこと。

ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得すること。（施行規則第4条第1項の表備考第4号）

(※2) ア 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「各教科の指導法に関する科目」という。）は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第5条第1項の表備考第2号）

イ 受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位以上を修得すること。（施行規則第4条第1項の表備考第6号）

ウ 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び教育実践に関する科目の単位数のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては、**1・2・(2)**に定める最低修得単位数欄の（ ）内の数字以上の単位を修得すること。（施行規則第5条第1項の表備考第5号）

エ 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。（施行規則第5条第1項の表備考第6号）

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学・自然地理学
	地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図
	デザイン
	工芸製作（プロダクト制作を含む。）
	工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学・公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学・公衆衛生学

	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理
	コンピュータ・情報処理
	情報システム
	情報通信ネットワーク
	マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業	農業の関係科目
	職業指導
工業	工業の関係科目
	職業指導
商業	商業の関係科目
	職業指導
水産	水産の関係科目
	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉
	社会福祉援助技術
	介護理論・介護技術
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解
	加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	商船の関係科目
	職業指導
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英語文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（施行規則第5条第1項の表）

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
		専修・一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※2)	総合的な探究の時間の指導法	8 (5)
	特別活動の指導法	
	教育の方法及び技術	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
教育実践に関する科目 (※3)	教育実習	3 (2)
	教職実践演習	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目にあつては、8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、他の学校（幼稚園、小学校又は中学校）の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第5条第1項の表備考第4号）

2 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第5条第1項備考第2号）

(※1) ア 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は、1単位以上修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第3号）

イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しな

い。(施行規則第2条第1項の表備考第4号)

(※2) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。)の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする。(施行規則第3条第1項の表備考第4号の2)

(※3) ア 教育実習は、高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)の教育を中心とする。(施行規則第5条第1項の表備考第3号)

イ 教育実習の単位には、教育実習に係る事前及び事後の指導(授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。)の1単位を含むこと。(施行規則第2条第1項の表備考第7号)

ウ 教育実習の単位には、1単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができない。(施行規則第2条第1項の表備考第8号)

エ 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。)において、教員(海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。)として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、中学校又は高等学校の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(教育実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。(施行規則第4条第1項の表備考第8号)

オ 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。(平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。)(19年改正法施行規則[平成20年文部科学省令第34号]附則第3条)

(3) 大学が独自に設定する科目（施行規則第5条第1項の表）

最 低 修 得 単 位 数	
専 修 免 許 状	一 種 免 許 状
36	12

[注] 1 専修免許状に必要とされる 36 単位のうち 24 単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第 1 備考第 7 号）

2 (1)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」又は(2)に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第 2 条第 1 項の表備考第 14 号）

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第3関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、修得単位数は在職年数に応じて、次のとおり逡減する。

1 高等学校教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数逡減表（免許法別表第3備考第7号）

高等学校助教諭臨時免許状を取得した後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 5	6	7	8	9	10	11	12 以上
高等学校助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 在職年数には、特別支援学校の高等部又は中等教育学校の後期課程の教員としての勤務年数のほか、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した年数を通算することができる。（施行規則第67条）

2 最低在職年数5年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の在職年数を通算することができる。（施行規則第68条）

3 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。（施行規則第70条）

4 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

5 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

6 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表

(施行規則第 11 条、第 14 条、県教委規則別表第 1、別表第 9)

総 単 位 数			45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数		10	9	8	7	6	5	4	3
	最低修得単位の配分		ウの教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表のとおり							
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数		12	11	10	9	7	6	5	4
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	2	1	1	1	1	1	1	
		教育の基礎的理解に関する科目	5	4	4	3	3	2	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	3	3	2	1	1	1	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数		8	7	7	6	5	4	4	3

- [注] 1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の各科目は、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を 1 以上含むこと。(I・2・(1)及び(2)参照)
- 2 各教科の指導法に関する科目の単位は、取得しようとする免許教科ごとに修得すること。
- 3 大学が独自に設定する科目については、I・2・(3) [注] 2 の修得方法によること。
- 4 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 5 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

ウ 教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表

(県教委規則第5条別表第9)

免許教科	単位数	単位の修得方法	免許教科	単位数	単位の修得方法
国 語	14～19	2科目以上	保 健	14～19	2科目以上
	3～13	1科目以上		3～13	1科目以上
地理歴史	15～19	3科目以上	看護又は 看護実習	14～19	2科目以上
	10～14	2科目以上		3～13	1科目以上
	3～9	1科目以上	家庭又は 家庭実習	16～19	4科目以上
公 民	14～19	2科目以上		12～15	3科目以上
	3～13	1科目以上		8～11	2科目以上
数 学	16～19	4科目以上		3～7	1科目以上
	12～15	3科目以上	情報又は 情報実習	16～19	4科目以上
	8～11	2科目以上		12～15	3科目以上
	3～7	1科目以上		8～11	2科目以上
理 科	16～19	4科目以上		3～7	1科目以上
	12～15	3科目以上	農業又は農業実習	3～19	1科目以上
	8～11	2科目以上	工業又は工業実習	3～19	1科目以上
	3～7	1科目以上	商業又は商業実習	3～19	1科目以上
音 楽	16～19	4科目以上	水産又は水産実習	3～19	1科目以上
	12～15	3科目以上	福祉又は 福祉実習	18～19	6科目以上
	8～11	2科目以上		15～17	5科目以上
	3～7	1科目以上		12～14	4科目以上
美 術	15～19	3科目以上		9～11	3科目以上
	10～14	2科目以上		6～8	2科目以上
	3～9	1科目以上		3～5	1科目以上
工 芸	15～19	3科目以上	商船又は商船実習	3～19	1科目以上
	10～14	2科目以上	職業指導	14～19	2科目以上
	3～9	1科目以上		3～13	1科目以上
書 道	15～19	3科目以上	英 語	15～19	3科目以上
	10～14	2科目以上		10～14	2科目以上
	3～9	1科目以上		3～9	1科目以上
保健体育	16～19	4科目以上	宗 教	14～19	2科目以上
	12～15	3科目以上		3～13	1科目以上
	8～11	2科目以上			
	3～7	1科目以上			

[注] 大学における養成による免許状授与の場合の「教科に関する専門的事項に関する科目」のうちから修得すること。(1・2・(1)教科に関する専門的事項に関する科目参照)

(2) 大学に3年以上在学した者等が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したものは、次の表により高等学校教諭一種免許状を取得できる。(施行規則第11条の表備考第3号)

ア 勤務年数による最低修得単位数逡減表 (施行規則第11条の表備考第3号、第12条)

高等学校助教諭臨時免許状を取得した後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5	6以上
高等学校助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 25	20	15	10

[注] II・1・(1)・ア 短期大学卒業者等が高等学校教諭一種免許状を取得する場合の [注] 1～5に同じ。

イ 最低修得単位数配分表

(施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1、別表第9)

総 単 位 数			25	20	15	10
教科に関する 専門的事項に 関する科目	単 位 数		5	4	4	3
	最低修得単位の配分		Ⅱ・1・(1)・ウの教科に関する科目 の修得単位数内訳表のとおり			
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	単 位 数		7	6	5	4
	最 低 修 得 単 位 の 配 分	各教科の指導法に関する 科目	1	1	1	
		教育の基礎的理解に関す る科目	3	2	1	1
		道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	1	1	1	1
大学が独自に 設定する科目	単 位 数		8	6	5	3

[注] 1 II・1・(1)・イ 高等学校教諭一種免許状を取得する場合 (最低修得単位数配分表) の1～5に同じ。

(3) 高等学校卒業者（29 年改正法附則第 8 項による臨時免許状取得者）が高等学校教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数通減表（29 年改正法附則第 8 項、施行規則第 14 条）

高等学校助教諭臨時免許状を取得した後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26 以上
高等学校助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において、修得することを要す最低単位数	単位	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10

イ 最低修得単位数配分表（県教委規則第 5 条別表第 1、別表第 9）

総 単 位 数		90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	20	19	18	17	16	15	14	13	12	10	9	8	7	6	5	4	3
	最低修得単位の配分	※	Ⅱ・1・(1)・ウの教科に関する専門的事項に関する科目の修得単位数内訳表のとおり															
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	24	23	22	20	19	18	17	15	14	12	12	10	9	8	7	5	4
	最低修得単位の配分																	
	各教科の指導法に関する科目	4	4	3	3	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	
	教育の基礎的理解に関する科目	10	9	8	7	7	7	6	6	5	5	5	4	3	3	3	1	1
大学が独自に設定する科目	最低修得単位の配分																	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	8	7	6	6	6	5	5	4	4	4	3	2	2	1	1	1
単位の配分		16	15	14	14	13	12	11	10	10	8	8	7	6	5	5	4	3

※ 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位数 20 の欄の最低修得単位の配分は、大学における養成による免許状授与の場合の「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位の修得方法による。

（Ⅰ・2・(1) 参照）

2 高等学校教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数（免許法別表第3）

高等学校教諭一種免許状を取得した後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
高等学校教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することとし、大学が独自に設定する科目を修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条第1項の表）

Ⅲ 教育職員検定による他の教科の免許状の取得（免許法別表第4関係）

1 普通免許状所有者が他の教科の免許状を取得する場合

高等学校教諭の普通免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合、次の単位を修得すれば、免許状を取得することができる。

基礎免許状及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第4）

受けようとする他の教科 についての免許状の種類	有することを 必要とする免許状	最低修得単位数		
		教科に関 する専門 的事項に 関する科 目	各教科の 指導法に 関する科 目	大学が独 自に設定 する科目
専修免許状	専修免許状	20	4	24
一種免許状	専修免許状	20	4	
	一種免許状			

- [注] 1 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、大学における養成による免許状授与の場合の教科に関する科目の修得方法による。（Ⅰ・2・(1) 参照）（施行規則第15条第1項）
- 2 「各教科の指導法に関する科目」は、取得しようとする免許教科ごとに修得すること。（施行規則第15条第1項の表備考第2号）
- 3 専修免許状を取得する場合の「大学が独自に設定する科目」は、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。（免許法別表第4備考第2号）
- 4 他の教科についての専修免許状を取得しようとする者が、当該他の教科について的一种免許状を有するときは、専修免許状の欄に定める最低単位数から一种免許状を取得するのに必要な最低単位数を差し引くこと。（免許法別表第4備考第4号）
- 5 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

2 教科の領域の一部に係る免許状所有者が他の教科の免許状を取得する場合

免許法第 16 条の 4 第 1 項に定める教科の領域の一部に係る事項の高等学校教諭一種免許状を有する者が、他の教科の免許状を取得する場合は、次の表のとおりである。

(1) 基礎免許状及び最低修得単位数一覧表（施行規則第 15 条第 2 項）

受けようとする 免許教科の種類	有することを必要とする 高等学校教諭一種免許状の教科	最低修得単位数		
		教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目	
保健体育	柔道又は剣道	16	3	受けようとする 免許教科
工業	情報技術、建築、インテリア又はデザイン	16		
商業	情報処理又は計算実務	16		

(2) 教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）（※1）
	衛生学・公衆衛生学（※1）
工業	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）（※1）
	工業の関係科目
商業	職業指導（※1）
	商業の関係科目
商業	職業指導（※1）
	商業の関係科目

（※1） 必ず 1 単位以上修得すること。

Ⅳ 実習教科の免許状の取得（免許法別表第 5 関係）

1 実習教科の免許状等を基礎資格に取得する場合

(1) 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第 5）

受けようとする 免許状の種類		基 礎 資 格	基礎資格欄に定め る免許状を取得し た後、大学において 修得することを要 する最低単位数
高等学校に おいて 看護実習、 家庭実習、 情報実習、 農業実習、 工業実習、 商業実習、 水産実習、 福祉実習又 は商船実習 を担任する 教諭	専 修 免許状	受けようとする免許教科の高等学校教諭の一種免許状を取得した後、3 年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務すること。	15 単位 ※ [注] 1 のとおり
	一 種 免許状	イ 大学において受けようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1 年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	単位必要なし
		ロ 受けようとする免許教科の高等学校助教諭の臨時免許状を取得した後、3 年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担当する教員として良好な成績で勤務すること。	10 単位 ※ (2) により 取得すること。

[注] 1 専修免許状を取得する場合の修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。（免許法別表第 3 備考第 4 号）

2 一種免許状の基礎資格欄「ロ」の項において、臨時免許状の基礎資格が高等学校卒業である場合は、「3 年以上」を「6 年以上」と読み替える。（29 年改正法附則第 8 項）

3 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

4 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

(2) 最低修得単位数配分表（県教委規則第5条別表第8、別表第9）

受けようとする免許状の種類			高等学校教諭一種免許状
総単位数			10
教科に関する専門的事項に関する科目	単位数		5
	最低修得単位の配分		I・2・(1) 教科に関する専門的事項に関する科目について1科目以上修得すること。
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単位数		5
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	1
		教育の基礎的理解に関する科目	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1

2 実習助手としての経験年数により取得する場合

(1) 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法附則第9項）

受けようとする免許状の種類	基 礎 資 格	基礎資格を取得した後、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の実習助手としての最低在職年数	基礎資格を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数
高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状	イ 大学において受けようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること。	3	10
	ロ 高等専門学校において受けようとする免許教科に係る実業に関する学科を専攻し、準学士の称号を有すること。	3	10
	ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において受けようとする免許教科に係る実業に関する学科を修めて卒業すること。	6	10
	ニ 9年以上受けようとする免許教科に係る実習に関する実地の経験を有すること。	3	10

[注] 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法附則第9項の表備考第1号）

(2) 最低修得単位数配分表（県教委規則第5条別表第8、別表第9）

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭一種免許状			
基礎資格		(1)イ	(1)ロ	(1)ハ	(1)ニ
総単位数		10	10	10	10
教科に関する専門的事項に関する科目	単位数	5	5	5	5
	最低修得単位の配分	I・2・(1) 教科に関する専門的事項に関する科目について1科目以上修得すること。			
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単位数	5	5	5	5
	最低修得単位の配分	1			
	各教科の指導法に関する科目				
	教育の基礎的理解に関する科目				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1			

[注] 1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の各科目は、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を1以上含むこと。（I・2・(1)及び(2)参照）

2 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち最低修得単位数に不足する単位数については、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の中から任意に修得すること。

V 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得（免許法別表第8関係）

中学校教諭普通免許状（二種免許状を除く。）取得後、高等学校教諭一種免許状を取得するためには、中学校の教員又は高等学校の教員（臨時免許状による講師を含む。）として3年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、当該学校の教員として3年間良好な成績での勤務に加えて、平成28年4月1日以降、高等学校の教員として勤務した在職年数がある場合は、修得単位数が逡減される。

[注] 1 在職年数には、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第67条）

[注] 2 臨時免許状の講師としての期間は、在職年数に含むが、発令上助教諭の期間は在職年数に含まない。

1 勤務年数による最低修得単位数逡減表

（免許法別表第8、施行規則第18条の2備考第4号）

有することを必要とする免許状	中学校教諭普通免許状 （二種免許状を除く。）		
有することを必要とする免許状を取得した後、高等学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 0	1	2
有することを必要とする免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 12	9	6

[注] 在職年数には、学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む。

2 最低修得単位数配分表

(施行規則第 18 条の 2、第 18 条の 4、第 18 条の 5、県教委規則第 5 条別表第 6、別表第 9、別表第 10)

有することを必要とする免許状				中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。) (※1)		
総 単 位 数				12	9	6
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数			4	3	2
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目 (※2)		2	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※3)	生徒指導の理論及び方法	2	2	1
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
大学が独自に設定する科目	単 位 数			8	6	4
				(※4)		

[注] 1 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。(免許法別表第 3 備考第 6 号)

2 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週 10 時間担当する非常勤講師の場合 1 年×週 10 時間/20 時間=0.5 年

(※ 1) 免許状に係る教科については、次の表の定めるところによる。(施行規則第 18 条の 3 第 1 項)

有している中学校教諭普通免許状 (二種免許状を除く。)	受けようとする高等学校教諭免許状
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずるものとする。)

宗教	宗教
----	----

(※2) [各教科の指導法に関する科目の修得方法]

受けようとする免許教科について修得するものとする。

(※3) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目は、「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの事項すべて含む必要があること。

(※4) [大学が独自に設定する科目の修得方法]（施行規則第18条の2の表備考第3号）

I・2・(1)「教科及び教科の指導法に関する科目」又は**I・2・(2)**「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得することとし、下表左欄教科の免許状の授与を受けける場合は、下表右欄の単位を含むこと。

教 科	必 要 科 目
地理歴史	地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目（ I・2・(1) 参照）のうち1以上の科目について1単位以上
公民	公民の教科に関する専門的事項に関する科目（ I・2・(1) 参照）のうち1以上の科目について1単位以上
情報	情報の教科に関する専門的事項に関する科目（情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理及びコンピュータ・情報処理を除く。）（ I・2・(1) 参照）についてそれぞれ1単位以上
工業	工業の教科に関する専門的事項に関する科目について（ I・2・(1) 参照）それぞれ2単位以上

第5節 特別支援学校教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

特別支援学校教諭免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と特別支援学校教諭の各領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。））に係る認定課程における単位修得が必要である。（法第5条、第5条の2関係）

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数
			特別支援教育に関する科目
特別支援学校教諭 視覚障害者に関する教育の領域 聴覚障害者に関する教育の領域 知的障害者に関する教育の領域 肢体不自由者に関する教育の領域 病弱者に関する教育の領域	専修免許状	修士の学位を有すること(※1)及び 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	50 (※2)
	一種免許状	学士の学位を有すること及び 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	26
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。	16

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

(※2) 専修免許状に必要とされる50単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第1備考第7号）

[注] 1 平成元年3月31日現在教育職員である者が、一種免許状を取得する場合の基礎資格については、学士の学位を有することを必要としない。（63年改正法附則第8項）

2 特別支援学校の教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定によりそれぞれの専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

3 特別支援学校の教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第7条第3項）

2 単位の修得方法

特別支援教育に関する科目の最低修得単位数内訳表（施行規則第7条第1項）

特別支援教育に関する科目				最低修得単位数							
				専修免許状			一種免許状			二種免許状	
〈第1欄〉 特別支援教育の基礎理論に関する科目（※1）				2			2			2	
〈第2欄〉 特別支援教育領域に関する科目 （※2）	（イ） 「視覚障害者」 「聴覚障害者」 に関する教育の 領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 （以下、「心理等に関する科目」と略す。）	1 以上	8 以上	16	1 以上	8 以上	16	1 以上	4 以上	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 （以下、「教育課程等に関する科目」と略す。）	2 以上			2 以上			1 以上		
	（ロ） 「知的障害者」 「肢体不自由者」 「病弱者」 に関する教育の 領域	心理等に関する科目	1 以上	4 以上		1 以上	4 以上		1 以上	2 以上	
		教育課程等に関する科目	2 以上			2 以上			1 以上		
	〈第3欄〉 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（※3）		心理等に関する科目	5			5			3	
			教育課程等に関する科目								
〈第4欄〉 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（※4）				3			3			3	
計				50			26			16	

(※1) 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むこと。

(施行規則第7条第1項の表備考第1号)

(※2) 授与を受けようとする免許状に定められる1又は2以上の特別支援教育領域について、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める単位を修得すること。(同表備考第2号)

第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

(※3) 「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育の領域のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域について、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得すること。(「含む領域」として修得したのでよい。)

また、上記の領域以外に、「重複・LD等領域」が「中心となる領域」となっている科目を修得すること。

(※4) 特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、他の特別支援教育に関する科目の単位をもって、これに替えることができる。(同表備考第4号)

[注] 最低修得単位数を超える単位については、「特別支援教育に関する科目」の中から任意に修得すること。

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第7関係）

特別支援学校教諭免許状（特別支援学校教諭二種免許状を取得するときは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状）を取得した後、これらの学校（有する免許状の当該領域相当の学校及び教科）の教員として3年以上の実務経験がある場合は、次の表により上位の免許状を取得することができる。

1 勤務年数による最低修得単位数一覧表（免許法別表第7関係）

所有資格 受けようとする 免許状の種類		有することを必要とする免許状	左記の免許状を取得した後、特別支援学校の教員（二種免許状の授与を受けようとする場合には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として良好な成績で勤務した最低在職年数	左記の免許状を取得した後、大学等において修得することを必要とする最低単位数
特別支援学校教諭 ・視覚障害者 ・聴覚障害者 ・知的障害者 ・肢体不自由者 ・病弱者 に関する教育の領域	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	3	6
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	3	6

[注] 1 専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者に係る最低在職年数については、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として在職した年数とする。

なお、複数の領域を定めた免許状の授与を受けようとする場合に必要となる最低在職年数は、当該免許状に定められる領域のうち、いずれか1つ以上に係るもので足りる。

(例) 視覚障害者領域及び聴覚障害者領域を定めた二種免許状を所持する者が、両方の領域を定めた一種免許状に上進する場合に必要な最低在職年数

…視覚の領域を担当する教員として3年間

又は、聴覚の領域を担当する教員として3年間

又は、視覚及び聴覚の領域を担当する教員として合計3年間

2 専修免許状を取得する場合の修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。（免許法別表第3備考第4号）

3 一種免許状又は二種免許状を取得する場合の単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

4 単位の修得時期は、「有することを必要とする免許状」を取得した後とすること。

5 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

2 単位の修得方法

特別支援教育に関する科目の最低修得単位数内訳表
(施行規則第18条、県教委規則第5条別表第5)

受けようとする免許状の種類		専修免許状	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数		15	6	6
〈第1欄〉 特別支援教育の基礎理論に関する科目 (※1)		1	1	1
〈第2欄〉 特別支援教育領域に関する科目 ・視覚障害者に関する教育の領域 ・聴覚障害者に関する教育の領域 ・知的障害者に関する教育の領域 ・肢体不自由者に関する教育の領域 ・病弱者に関する教育の領域 (※2)	心理等に関する科目	1	1	1
	教育課程等に関する科目			
〈第3欄〉 免許状に定められることとなる 特別支援教育領域以外の領域に 関する科目 (※3)	心理等に関する科目	1	1	1
	教育課程等に関する科目			

(※1) **I・2**の(※1)のとおり

(※2) 授与を受けようとする免許状に定められる特別支援教育領域ごとに、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得しなければならない。

免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

(※3) 「視覚障害者」、「聴覚障害者」、「知的障害者」、「肢体不自由者」及び「病弱者」に関する教育の領域のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域について、「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方を修得しなければならない。(「含む領域」として修得したのでよい。)

また、上記の領域以外に、「重複・LD等領域」が「中心となる領域」となっている科目を修得すること。

Ⅲ 新たな教育領域の追加（免許法第5条の2第3項）

特別支援学校教諭の免許状を有する者に対し、当該免許状に定められている領域とは別の領域を定めた同一種類（二種、一種、専修）の特別支援学校教諭免許状の授与は行わない。よって、同一種類の免許状の新たな教育領域については、既に取得した特別支援学校教諭免許状に領域を追加することとなる。（盲・聾・養護学校教諭免許状を有する場合も同様）

既に取得した特別支援学校教諭免許状に、新たな教育領域（視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を追加するには、新たな教育領域に関する特別支援教育科目を修得する方法と、教育職員検定を受けて合格する方法がある。

1 新たな教育領域に関する特別支援教育科目を修得する方法

追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、課程認定大学において次の単位を修得する必要がある。（施行規則第7条第4項）

最低修得単位数一覧表

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数					
			専修免許状		一種免許状		二種免許状	
(第2欄) 特別支援教育に関する科目	(イ) 「視覚障害者」 「聴覚障害者」 に関する教育の領域	心理等に関する科目	1以上	8以上	1以上	8以上	1以上	4以上
		教育課程等に関する科目	2以上		2以上		1以上	
	(ロ) 「知的障害者」 「肢体不自由者」 「病弱者」 に関する教育の領域	心理等に関する科目	1以上	4以上	1以上	4以上	1以上	2以上
		教育課程等に関する科目	2以上		2以上		1以上	

[注] 1 第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

2 過去に特別支援学校教諭免許状の授与・新教育領域の追加の際に修得した単位のうち、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。（追加しようとする領域が「中心となる領域」である単位のみ）

この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。（施行規則第7条第5項）

3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合で、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合には、二種免許状に当該領域を追加するために必要な単位はすでに修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第4項）

4 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合、当該領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状に係る単位数に含めることができる。（ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする。）（施行規則第10条の2第5項）

2 教育職員検定に合格する方法

授与権者（愛媛県教育委員会）が行う人物、学力、実務、身体についての教育職員検定に合格することにより、新教育領域を追加することができる。

教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次により行われる。

(1) 学力の検定について

追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、課程認定大学、免許法認定講習、免許法公開講座等において次の単位を修得する必要がある。(施行規則第7条第6項第1号第2号)

最低修得単位数一覧表

特別支援教育に関する科目			最低修得単位数					
			専修免許状		一種免許状		二種免許状	
(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	(イ) 「視覚障害者」 「聴覚障害者」 に関する教育の領域	心理等に関する科目	1以上	4以上	1以上	4以上	1以上	2以上
		教育課程等に関する科目	1以上		1以上		1以上	
	(ロ) 「知的障害者」 「肢体不自由者」 「病弱者」 に関する教育の領域	心理等に関する科目	1以上	2以上 (※1)	1以上	2以上 (※1)	(両科目を含んで) 1以上	1以上
		教育課程等に関する科目	1以上		1以上			

(※1) 専修免許状及び一種免許状に知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、次の修得方法でもよい。

次のとおり計2単位以上の修得

- ・心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の両方を含む科目 1単位以上
- ・教育課程等に関する科目 1単位以上

[注] 1 第2欄で修得する科目は、免許状に定められる特別支援教育領域が「中心となる領域」となっているものでなければならない。

2 過去に特支免の授与・新教育領域の追加の際に修得した単位のうち、第3欄として使用した単位を第2欄に替えることができる。(追加しようとする領域が「中心となる領域」である単位のみ)

この場合において、第3欄の単位数が不足する場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければならない。(施行規則第7条第7項)

3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合で、当該領域を定めた二種免許状を有している場合には、2種免許状に当該領域を追加するために必要な単位はすでに修得したものとみなす。(施行規則第10条の2第4項)

4 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受ける場合、当該領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状に係る単位数に含めることができる。(ただし、二種免許状に当該教育領域の追加の定めを受けるために必要な単位数を上限とする。)(施行規則第10条の2第5項)

5 単位は、大学(二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。)、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。(免許法別表第3備考第6号)

(2) 実務の検定について

実務の検定として必要な在職年数は、次のとおりである。この在職年数は、特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限定しない。(施行規則第7条第6項第3号)

ア 特別支援学校教諭2種免許状に新教育領域を追加する場合

特別支援学校の教員又は幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・幼保連携型認定こども園の教員としての在職年数1年を必要とする。

イ 特別支援学校教諭一種免許状又は専修免許状に新教育領域を追加する場合

所持する免許状にすでに定められている特別支援領域又は追加の定めを受けようとする

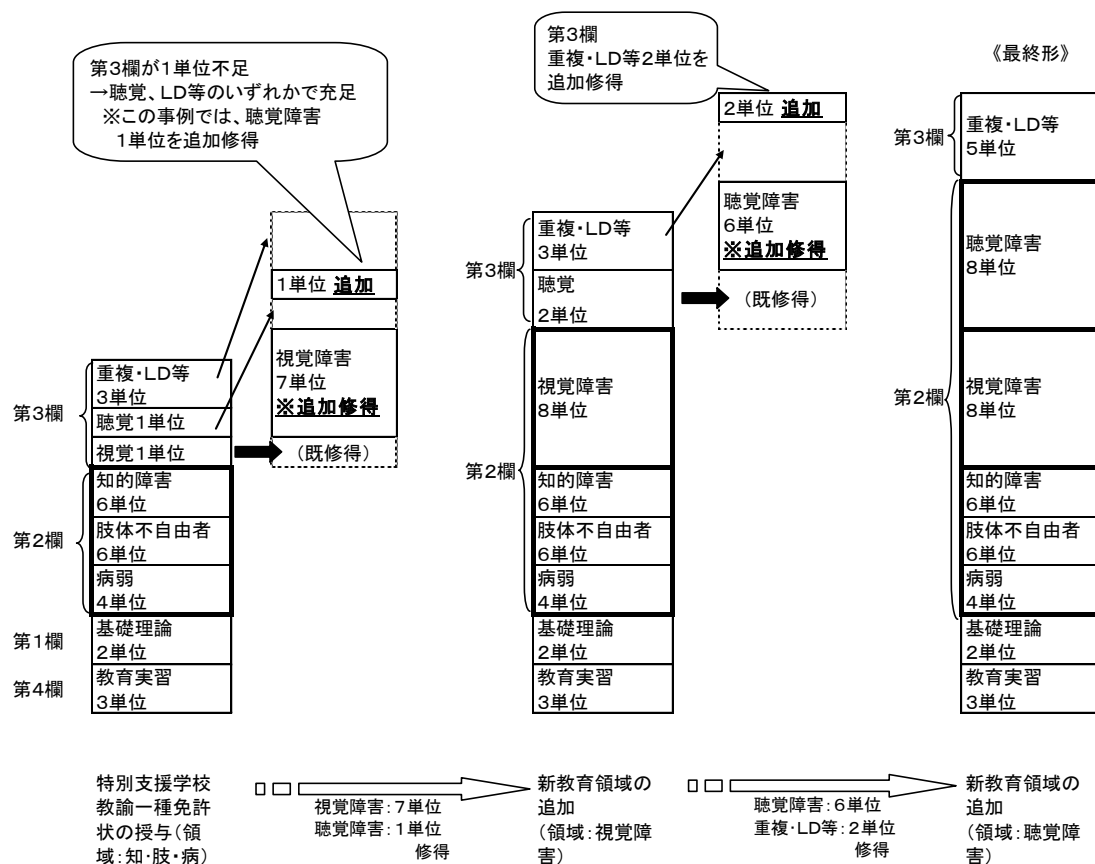
る特別支援教育領域を担当する教員としての在職年数1年を必要とする。

[注] 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 10 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

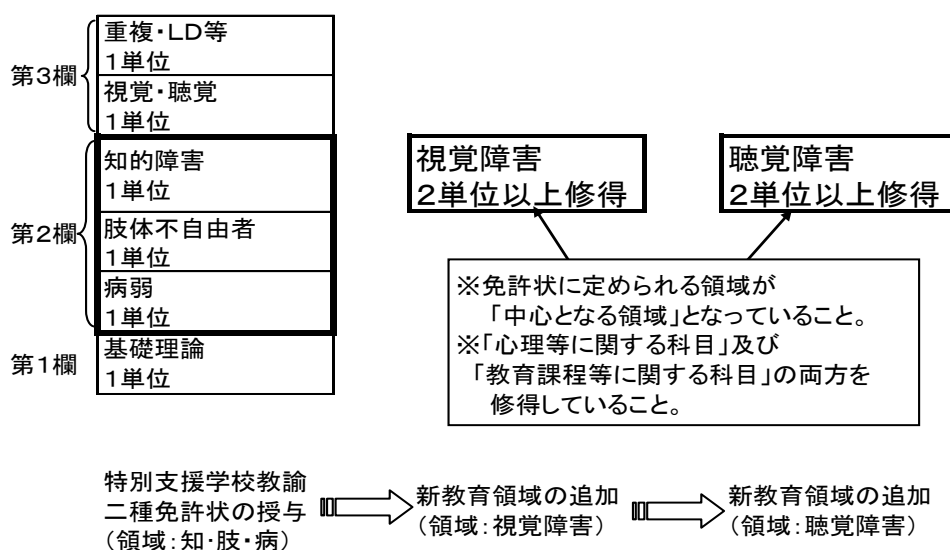
(参 考)

単位修得の例 その1



単位修得の例 その2

※中学校教諭一種免許状を取得した後、3年の在職年数がある者の場合



Ⅳ 経過措置について

1 盲・聾・養護学校教諭免許状について

盲・聾・養護学校教諭免許状を有する者は、平成 19 年 4 月 1 日において、次表に掲げるとおり、それぞれ新免許状の授与を受けたものとみなす。(18 年改正法附則第 5 条)

旧免許状		新免許状
盲学校教諭	専修免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
	一種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
	二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
聾学校教諭	専修免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
	一種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
	二種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
養護学校教諭	専修免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
	一種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
	二種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状

2 盲・聾・養護学校における在職年数について

次表左欄の学校種の教員として在職した年数を、右欄に定める教員として在職した年数に通算することができる。(18 年改正法附則第 8 条第 1 項、18 年改正法施行規則〔平成 19 年文部科学省令第 5 号〕附則第 3 条第 3 項)

左 欄	右 欄
盲学校	特別支援学校において視覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
聾学校	特別支援学校において聴覚障害者に関する教育の領域を担当する教員
養護学校	特別支援学校において知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を担当する教員

※ 養護学校での経験については、担任した領域に関わらず、知的障害者、肢体不自由者、病弱者の 3 領域の経験として合算することができる。ただし、平成 19 年 4 月 1 日以降は、担任した領域ごとに在職年数を算定する。

3 既に大学及び認定講習等で修得した単位について

旧免許法別表第7の規定により修得した特殊教育に関する科目（次表右欄）の単位については、新免許法に定める特別支援教育に関する科目（左欄）の単位とみなすことができる。（18年改正法附則第8条第2項、第3項、18年改正法施行規則〔平成18年文部科学省令第31号〕附則第3項）

左 欄 (新免許法) 特別支援教育に関する科目	右 欄 (旧免許法) 特殊教育に関する科目
特別支援教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目
視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
視覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
聴覚障害者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
特別支援学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

※ 平成10年以前に修得した単位（旧々法）は、平成10年改正附則の科目とみなした上で、平成18年改正附則の科目に読み替える。

第6節 特別支援学校自立教科等の免許状

自立教科等の免許状を有する者は、特別支援学校の各部に相当する学校の教員免許状を有することなく、自立教科等を担任する教員になることができる。(免許法第17条の2)

I 特別支援学校自立教科等の免許状の種類

自立教科等の免許状には、次の種類がある。(免許法第17条、施行規則第63条、第63条の2)

1 特別支援学校自立教科の免許状（一種・二種免許状、臨時免許状）

職業についての知識技能の修得に関する教科の免許状

教科は次のとおりである。

- ・ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理療（あん摩、マッサージ指圧、はりきゅうを含む。）、理学療法及び音楽
- ・ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部における理容及び特殊技芸（美術、工芸及び被服）

2 特別支援学校自立活動の免許状（一種普通免許状）

学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能の修得を目的とする教育に係る活動に係る免許状

次の4種類がある。

- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育）
- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（聴覚障害教育）
- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）
- ・ 特別支援学校自立活動教諭一種免許状（言語障害教育）

Ⅱ 特別支援学校自立教科の免許状の取得

1 基礎資格を有する場合

特別支援学校（視覚・聴覚障害者）の高等部における自立教科の普通免許状は、次の基礎資格を有する場合に取得することができる。

基礎資格一覧表（施行規則第 64 条）

免許状種類	教 科	基礎資格	
一種免許状	理 療 (※ 1)	イ 文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。	
		ロ 医師免許を受けていること。	
	理学療法	次に掲げる科目の単位を含めて計 26 単位以上修得していること。(※ 2)	
		特別支援教育の基礎理論に関する科目	2 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	8 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	13 単位以上
		うち、視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	(5 単位以上)
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3 単位以上
二種免許状	音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。	
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。	
	理 療 (※ 1)	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に 1 年以上在学したこと。	
		次に掲げる科目の単位を含めて計 16 単位以上修得していること。(※ 2)	
	理学療法	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	4 単位以上
		視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	7 単位以上
		うち、視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	(3 単位以上)
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3 単位以上
	音 楽	文部科学大臣の指定する特別支援学校の音楽科に 1 年以上在学したこと。	
	特殊技芸	文部科学大臣の指定する特別支援学校の特殊技芸科に 1 年以上在学したこと。	

(※ 1) 理療の教科の普通免許状は、医師免許状を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許の 3 つを有していなければならない。(施行規則第 64 条第 1 項第 1 号)

(※ 2) 理学療法の教科の普通免許状は、理学療法士免許を有していなければならない。この表に掲げる科目の単位の修得方法は、**第 5 節・特別支援学校教諭の普通免許状 I・2**「(第 2 欄) 特別支援教育に関する科目」の各科目の修得方法の例による。(施行規則第 64 条第 1 項第 2 号)

2 教育職員検定による上位の免許状の取得（普通免許状）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務した在職年数と大学等における単位修得が必要である。

(1) 勤務年数及び最低修得単位数一覧表（施行規則第 64 条第 2 項）

受けようとする 免許状の種類	有することを必要とする免許状		左記の免許状 を取得した後、 良好な成績で 勤務した最低 在職年数	左記の免許状を 取得した後、大学 等で修得するこ とを要する最低 単位数
	免許状の種類	教科		
一種免許状	二種免許状	理 療（※ 1）	5	10
		理学療法（※ 2）	5	3
		音 楽	10	
		理 容（※ 3）	10	
		特殊技芸	10	
二種免許状	臨時免許状	理 療（※ 1）	5	15
		理学療法（※ 2）	5	6
		音 楽	5	10
		理 容（※ 3）	5	
		特殊技芸	5	10

（※ 1） 理療の教科の免許状は、医師免許状を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許の 3 つの免許状を有していなければならない。（施行規則第 64 条第 1 項第 1 号）

（※ 2） 理学療法の教科の普通免許状は、理学療法士免許を有していなければならない。（施行規則第 64 条第 1 項第 2 号）

（※ 3） 理容の教科の免許状は、理容師又は美容師の免許状を有していなければならない。（施行規則第 64 条第 1 項第 3 号）

[注] 1 音楽の教科の一種免許状、理容の教科の免許状及び特殊技芸の教科の一種免許状を取得する場合は、単位の修得は必要としない。

2 在職年数については、免許状の種類に応じ、それぞれ、視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校、聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校の教員として在職した年数とする。（施行規則第 64 条第 2 項の表備考第 2 号）

3 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 10 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

(2) 最低修得単位数一覧表（施行規則第 64 条第 2 項の表備考第 3 号）

受けようとする 免許状の種類	教科	最 低 単位数	最 低 修 得 単 位 の 内 訳	
			科 目	単位数
一種免許状	理療	10	「特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」 （※ 1）	3
			理療に関する科目	7
二種免許状	理療	15	「特別支援教育の基礎理論に関する科目、特別支援教育領域に関する科目」	3
			特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 （心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目）	2
			理療に関する科目	9

	理学療法	6	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2
	音楽	10	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2
			音楽に関する科目	4
	特殊技芸	10	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4
			特別支援教育領域に関する科目 (心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目)	2
			免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目	4

(※1) 「 」内の科目については1以上の科目について修得すること。(施行規則第4条の表備考第3号)

[注] 1 授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校を中心として修得すること。

2 単位は、大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関、認定講習、大学の公開講座又は通信教育において修得すること。

3 教育職員検定による自立教科臨時免許状の取得

特別支援学校（視覚・聴覚障害者）の高等部における自立教科の臨時免許状は、次に定める者が、教育職員検定を受けて取得することができる。(施行規則第65条)

免許状種類	教科	条件
臨時免許状	理療	あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を受けている者
	理学療法	理学療法士免許を受けている者
	音楽	視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の音楽専攻科を卒業した者
	理容	次のいずれにも該当する者 ・理容師免許又は美容師免許を受けている者 ・聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の理容科の専攻科を卒業した者又は4年以上理容に関する実地の経験を有する者
	特殊技芸	免許教科の種類に応じ、それぞれ聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の相当課程の専攻科において2年以上の課程を修了した者又は10年以上実地の経験を有する者

Ⅲ 特別支援学校自立活動の免許状の取得

次の表の教員資格認定試験に合格した者は、特別支援学校自立活動教諭一種免許状を取得することができる。(詳細は第10節 教員資格認定試験による免許状の取得を参照)

認定試験の種類	免許状の種類
自立活動（視覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（視覚障害教育）
自立活動（聴覚障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（聴覚障害教育）
自立活動（肢体不自由教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）
自立活動（言語障害教育）	特別支援学校自立活動教諭一種免許状（言語障害教育）

第 7 節 養護教諭の普通免許状

I 大学等における養成による免許状の取得（免許法別表第 2 関係）

大学又は養護教諭養成機関において、単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と養護教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第 2）

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数				
			養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
養 護 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 (※1)	28	8	6	7	31
	一種免許状	イ 学士の学位を有すること。	28	8	6	7	7
		ロ 保健師助産師看護師法第 7 条第 1 項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	4	8			
		ハ 保健師助産師看護師法第 7 条第 3 項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に 1 年以上在学すること。	12	10			
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	24	5	3	6	4
		ロ 保健師助産師看護師法第 7 条第 1 項の規定により保健師の免許を受けていること。					
		ハ 保健師助産師看護師法第 51 条第 1 項の規定に該当すること又は同条第 3 項の規定により免許を受けていること。					

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した場合を含む。（法別表 1 備考第 2 号）

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各 2 単位を修得していることを要する。（施行規則第 66 条の 6）

2 一種免許状のロの項又ハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状を取得しようとする場合は、養護に関する科目 28 単位、教

育の基礎的理解に関する科目 8 単位、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 6 単位、教育実践に関する科目 7 単位及び大学が独自に設定する科目 7 単位は修得したものとみなす。(免許法別表第 2 備考第 3 号)

- 3 養護教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。(施行規則第 10 条の 2 第 1 項)

2 単位の修得方法

(1) 養護に関する科目（施行規則第 9 条）

科 目	最低修得単位数				
	専 修 免許状	一 種 免 許 状			二 種 免許状
		イ	ロ	ハ	イ
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	3	2	2
学校保健	2	2		2	1
養護概説	2	2			1
栄養学（食品学を含む。）	2	2		2	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2			2
解剖学・生理学	2	2			2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2			2
精神保健	2	2			2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10			10

[注] 1 「 」内の科目については、1 以上の科目について修得すること。(施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 4 号)

- 2 一種免許状のロの項又ハの項に該当するものは、最低修得単位数を超える単位については、養護に関する科目の中から任意に修得すること。

- 3 一種免許状のロの項に該当するものは、衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）の内容について、合わせて 3 単位以上修得すること。(施行規則第 9 条の表備考第 7 号)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）
（施行規則第9条）

科 目	左項の各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数				
		専修 免許状	一種免許状			二種 免許状
			イ	ロ	ハ	
教育の基礎的 理解に関する 科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	8	8	2	2	5
	教職の意義及び教員の役割・職務 内容（チーム学校運営への対応を 含む。）					
	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項（学校と地域との連携 及び学校安全への対応を含む。）					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程					
	特別の支援を必要とする幼児、児 童及び生徒に対する理解					
	教育課程の意義及び編成の方法 （カリキュラム・マネジメントを 含む。）					
道徳、総合的な 学習の時間等 の内容及び生 徒指導、教育相 談等に関する 科目	道徳、総合的な学習の時間及び総 合的な探究の時間並びに特別活 動に関する内容	6	6			3
	教育の方法及び技術（情報機器及 び教材の活用を含む。）					
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関す る基礎的な知識を含む。）の理論 及び方法					
教育実践に関 する科目	養護実習 (※2)	5	5	2	2	4
	教職実践演習 (※3)	2	2			2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第4号）

2 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目は8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第5号）

(※1) ア 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は1単位以上修得すること。（施行規則第2条

第1項の表備考第3号)

イ 一種免許状のロの項又はハの項に該当するものは、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解のうち1以上の科目について2単位以上修得すること。(施行規則第9条の表備考第7号及び第8号)

(※2) ア 養護実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むこと。(施行規則第2条第1項の表備考第7号)

イ 2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができない。(施行規則第2条第1項の表備考第8号)

ウ 一種免許状のロの項又はハの項に該当するものは、養護実習について2単位以上を修得すること。(施行規則第9条の表備考第7号及び第8号)

養護教諭又は養護助教諭として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(養護実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。(施行規則第9条の表備考第3号)

(※3) 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。(平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。)(19年改正法施行規則[平成20年文部科学省令第34号]附則第3条)

[注] 一種免許状のロの項又はハの項に該当するものは、最低修得単位数を超える単位については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

(3) 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数		
専修免許状	一種免許状イ	二種免許状イ
31	7	4

[注] 1 専修免許状に必要とされる31単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得することとし、(1)に掲げる「養護に関する科目」又は(2)に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得すること。(免許法別表第2備考第2号、施行規則第9条の表第6項)

2 一種免許状又は二種免許状を取得する場合は、(1)に掲げる「養護に関する科目」又は(2)に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(施行規則第9条の表第6項)

Ⅱ 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第6関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、養護教員として所定の期間良好な成績で勤務した者については、勤務年数に応じ、大学等で修得すべき単位が通減する。

勤務年数による修得単位数の通減は、次のとおりである。

1 養護教諭二種免許状

(1) 養護助教諭臨時免許状を基礎に養護教諭二種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数通減表（免許法別表第6、別表第3備考第7号）

養護助教諭臨時免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10以上
養護助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 30	25	20	15	10

[注] 1 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。

2 非常勤の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

3 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

4 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表（施行規則第17条、県教委規則第5条別表第3）

総 単 位 数			30	25	20	15	10
養護に関する科目	最低修得単位数		14	12	9	7	5
	最低修得単位の配分	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1			
		学校保健					
		養護概説					
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	1	1			
		栄養学（食品学を含む。）	1	1			
		解剖学・生理学	1	1			
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	1	1			
		精神保健	1	1			
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	5	5	3	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		8	7	5	4	3
	最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	1	1	
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1			
大学が独自に設定する科目	最低修得単位数		2	2	1	1	1

[注] 1 「 」内の教科については、1以上の教科について修得すること。

- 2 「大学が独自に設定する科目」については、**I・2・(3)** 大学が独自に設定する科目 [注] 2 の修得方法によること。
- 3 総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 4 養護教諭・栄養教諭の教諭の基礎的理解に関する科目等の各科目は、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を1以上含むこと。(**I・2・(2)** 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等参照)

(2) 看護師免許等を受けている者が養護教諭二種免許状を取得する場合

養護助教諭の臨時免許状を有する者が、保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を有するもの又は高等学校を卒業し、同法第8条の規定により准看護師の免許を有するものであるときは、次のとおりである。(免許法別表第6備考第2号、29年改正法附則第18項)

在職年数及び最低修得単位数配分表（県教委規則第5条別表第3）

基礎資格				看護師 免許所有者	准看護師 免許所有者
最低在職年数				0 年	3 年
総単位数				10	10
養護に関する科目	最低修得単位数			4	6
	最低修得単位の配分	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）			1
		学校保健			1
		養護概説			
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法			
		栄養学（食品学を含む。）			1
		解剖学・生理学			
		「微生物学、免疫学、薬理概論」			
		精神保健			
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）					
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数			3	2
	最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		

[注] 1 **II・1・(1)・ア** 養護助教諭臨時免許状を基礎に二種免許状を取得する場合の [注] 1～4に同じ。

- 2 教育の基礎的理解に関する科目は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の事項を含むこと。(県教委規則第5条別表第3備考第6号)

2 養護教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が養護教諭一種免許状を取得する場合

ア 在職年数による最低修得単位数逓減表（免許法別表第6、別表第3備考第7号）

養護教諭二種免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5以上
養護教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 20	15	10

[注] 1 **Ⅱ・1・(1)・ア** 養護助教諭臨時免許状を基礎に二種免許状を取得する場合の
[注] 1～3に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表（施行規則第17条、県教委規則第5条別表第3）

総 単 位 数		20	15	10	
養護に関する科目	最低修得単位数		8	6	4
	最低修得単位の配分	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1		
		学校保健			
		養護概説			
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法			
		栄養学（食品学を含む。）			
		解剖学・生理学			
		「微生物学、免疫学、薬理概論」			
		精神保健			
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	2	2	1
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		6	5	3
	最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	2	1	
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1		
大学が独自に設定する科目	最低修得単位数		2	2	1

[注] 1 **Ⅱ・1・(1)・イ** 養護教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数配分表
[注] 1～4に同じ。

(2) 大学に3年以上在学した者等が養護教諭一種免許状を取得する場合

次の基礎資格を有する者は、次表の単位を修得することにより、一種免許状を取得することができる。(施行規則第17条第1項の表備考、免許法別表第6備考第1号)

基礎資格	ア 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得したもの若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得したもの又は旧国立養護教諭養成所を卒業したもの
	イ 免許法別表第2の二種免許状のロの規定により授与された二種免許状(保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けている場合に授与された二種免許状)を有するもの

最低修得単位数配分表(施行規則第12条、県教委規則第5条別表第3)

基礎資格			ア	イ
最低在職年数			1	1
総単位数			10	10
養護に関する科目	最低修得単位数		4	4
	最低修得単位の配分	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)		3
		学校保健		
		養護概説		
		栄養学(食品学を含む。)		
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		
		解剖学・生理学		
		「微生物学、免疫学、薬理概論」		
		精神保健		
		看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	1	
養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		3	3
	最低修得単位の配分	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
大学が独自に設定する科目	最低修得単位数		2	

- [注] 1 II・2・(1)・ア短期大学卒業者が一種免許状を取得する場合の[注]1～2に同じ。
 2 教育の基礎的理解に関する科目は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の事項を含むこと。(県教委規則第5条別表第3備考第6号)

3 養護教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第6)

養護教諭一種免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	3	年
養護教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	15	単位

- [注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第17条)

第 8 節 栄養教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第 2 の 2 関係）

大学において単位を修得し、免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と栄養教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第 2 の 2）

所要資格 免許状の種類		基 礎 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数				
			栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
栄 養 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。 (※ 1)	4	8	6	4	24
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第 5 条の 3 第 4 号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること。	4	8	6	4	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること及び栄養士法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること。	2	5	3	4	

(※ 1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に 1 年以上在学し、30 単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各 2 単位を修得していることを要する。（施行規則第 66 条の 6）

2 栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第 10 条の 2 第 1 項）

2 単位の修得方法

(1) 栄養に係る教育に関する科目（施行規則第10条の表備考第1号）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
次の事項をすべて含む科目 ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	4	2

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（施行規則第10条の表）

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種 免許状	二種 免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
教育実践に関する科目	栄養教育実習（※2）	2	2
	教職実践演習（※3）	2	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6

単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第4号）

- 2 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目は8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第5号）

(※1) 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は1単位以上修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第3項）

(※2) 栄養教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むこと。（施行規則第2条第1項の表備考第7号）

(※3) 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。）（19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条）

(3) 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
24		

[注] 専修免許状に必要とされる24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得することとし、(1)に掲げる「栄養に係る教育に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る）又は(2)に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について修得すること。（免許法別表第1備考第7号、施行規則第10条の表備考第2項）

II 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第6の2関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、栄養教諭として所定の期間良好な成績で勤務した者については、勤務年数に応じ、大学等で修得すべき単位が通減する。

勤務年数による修得単位数の通減は、次のとおりである。

1 栄養教諭一種免許状（短期大学卒業者等が栄養教諭一種免許状を取得する場合）

(1) 在職年数による最低修得単位数通減表（免許法別表第6の2、別表第3備考第7号）

栄養教諭二種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	年	3	4	5	6	7	8	9以上
栄養教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。

2 非常勤の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

(例) 週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

3 単位は、大学、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

4 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表（施行規則第17条の2、県教委規則第5条別表第4）

総 単 位 数			40	35	30	25	20	15	10
管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	最低修得単位数		32	28	24	20	16	12	7
	最低修得単位の配分		当該教育内容に係る科目のうち1以上の科目						
栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数		2	2	2	2	1	1	1
	最低修得単位の配分		I・2・(1)により修得						
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		6	5	4	3	3	2	2
	最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	2	1	1	1	1		
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1	1				

[注] 1 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の各科目は、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を1以上含むこと。（I・2・(2)参照）

2 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

2 栄養教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数（免許法別表第6の2）

栄養教諭一種免許状を取得した後、栄養教諭として良好な成績で勤務した在職年数	年	3
栄養教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位	15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第17条の2）

Ⅲ 教育職員検定により学校栄養職員等が栄養教諭免許状を取得する場合（免許法附則第 17 項）

学校栄養職員等（学校給食法第 7 条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員）が栄養教諭免許状を取得する場合、学校栄養職員等として所定の期間良好な成績で勤務し、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

1 最低在職年数及び最低修得単位数一覧表

所要資格 受けようと する免許状の種類		基礎資格	左記の基礎資格を 取得した後、学校 栄養職員等として 良好な成績で勤務 した在職年数	左記の基礎資格を 取得した後、大学 等において修得す ることを必要とす る最低単位数
栄 養 教 諭	一種免許状	栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第 5 条の 3 第 4 号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること	3	10 (2)
	二種免許状	栄養士法第 2 条第 1 項の規定により栄養士の免許を受けていること	3	8 (2)

[注] 1 教諭又は養護教諭の普通免許状を有するときは、3 年の最低在職年数に満たない在職期間（1 年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、最低単位数は（ ）の単位に読み替えるものとする。（同法附則第 17 項の表備考第 2 号）

2 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。

3 非常勤の期間の在職年数の算定は、週 20 時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週 10 時間担当する非常勤講師の場合 $1 \text{ 年} \times \text{週 } 10 \text{ 時間} / 20 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 年}$

4 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第 3 備考第 6 号）

2 単位の修得方法

(1) 栄養に係る教育に関する科目（施行規則附則第6項）

科 目		最低修得単位数		
		一種免許状	二種免許状	
総 単 位 数		10 (2)	8 (2)	
栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数	2	2	
	次の事項をすべて含む科目 ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項	(2)	(2)	
養 護 教 諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		8	6
	最低修得単位数の配分	教育の基礎的理解に関する科目	1	1
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1
		栄養教育実習	1	1

[注] 1 単位数欄の()内の数字は、教諭又は養護教諭の普通免許状を有する場合の修得単位数（施行規則附則第6項表備考第5号）

2 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位を満たしてさらに不足する単位数については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

3 「栄養教育実習」の単位は、特別非常勤講師として1年以上栄養の指導に関し勤務した場合は、経験年数1年につき1単位の割合で、他の「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位に替えることができる。（施行規則附則第6項の表備考第4号）

第9節 無線通信士、海技士等の資格による免許状の取得

次の表の基礎資格を有する者は、教育職員検定によりそれぞれ右欄に掲げる免許状を取得することができる。

基礎資格一覧表（施行法第2条第1項の表第20号の2、第20号の4、県教委規則第4条）

基 礎 資 格	受けようとする免許状	免許教科
第1級総合無線通信士又は第1級陸上無線技術士の資格を有し、3年以上無線通信に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校教諭二種免許状	職 業
	高等学校教諭一種免許状	工 業
3級海技士（航海）又は3級海技士（機関）の海技免状を有し、5年以上船舶に関し、実地の経験を有する者で、技術優秀と認められるもの	中学校教諭二種免許状	職 業
	高等学校教諭一種免許状	商 船

〔注〕 免許状を取得する場合、単位の修得は必要としない。

第 10 節 教員資格認定試験による免許状の取得

1 教員資格認定試験制度の趣旨

教員資格認定試験は、一般社会から教育界に広く人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員として必要な資質、能力を有すると認められた者に、教諭の資格を与えようとするものである。

2 試験の種類と取得できる免許状（教員資格認定試験規程第 2 条）

認定試験の種類	種 目	普通免許状の種類	免許教科等
小学校教員 資格認定試験		小学校教諭二種免許状	
高等学校教員 資格認定試験	看 護	高等学校教諭一種免許状	看 護
	情 報		情 報
	福 祉		福 祉
	柔 道		柔 道
	剣 道		剣 道
	情 報 技 術		情 報 技 術
	建 築		建 築
	イ ン テ リ ア		イ ン テ リ ア
	デ ザ イ ン		デ ザ イ ン
	情 報 処 理		情 報 処 理
	計 算 実 務		計 算 実 務
特別支援学校教員 資格認定試験	自 立 活 動 (視覚障害教育)	特別支援学校自立活動 教諭一種免許状	視覚障害教育
	自 立 活 動 (聴覚障害教育)		聴覚障害教育
	自 立 活 動 (肢体不自由教育)		肢体不自由教育
	自 立 活 動 (言語障害教育)		言語障害教育
幼稚園教員 資格認定試験		幼稚園教諭二種免許状	

[注] 認定試験は、毎年、表のうちから文部科学大臣が必要と認めるものについて行われる。
(教員資格認定試験規程第 5 条)

3 受験資格（教員資格認定試験規程第 3 条）

(1) 小学校教員資格認定試験

ア 大学に 2 年以上在学し、かつ、62 単位以上を修得した者

イ 高等学校を卒業した者又は施行規則第 66 条各号により高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認められた者で、受験しようとする小学校教員資格認定試験の施行の日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 20 歳以上のもの

(2) 高等学校教員資格認定試験及び特別支援教育教員資格認定試験

- ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者
- イ 高等学校を卒業した者又は施行規則第 66 条各号により高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認められた者で、受験しようとする高等学校教員資格認定試験又は特別支援教育教員資格認定試験の施行の日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 22 歳以上のもの
- ウ 文部科学大臣が認定試験の種類ごとに定める資格を有するもの

(3) 幼稚園教員資格認定試験

- ア 大学に 2 年以上在学し、かつ、62 単位以上を修得した者
- イ 高等学校を卒業した者又は施行規則第 66 条各号により高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有するものと認められた者で、受験しようとする幼稚園教員資格認定試験の施行の日の属する年度の 4 月 1 日における年齢が満 20 歳以上のもの
- ウ 文部科学大臣が定める資格を有するもの

4 受験場所等

認定試験の種類、実施機関、施行期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項については、あらかじめ官報に告示される。

5 その他

教員資格認定試験については、以下の文部科学省ホームページを参照すること。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/main9_a2.htm

第3章 特別免許状

I 制度の概要

特別免許状は、優れた知識や技能を有する社会人に対し、教育職員検定により免許状を授与する制度であり、昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化された。

1 授与できる教科等

免許状種類	対 象 教 科
小学校教諭特別免許状	※全教科
中学校教諭特別免許状	全教科
高等学校教諭特別免許状	全教科
特別支援学校教諭特別免許状	自立教科等（理療、自立活動など）

※ 小学校の普通免許状は全教科を担当することができるが、小学校の特別免許状は当該教科しか担当することができない。幼稚園教諭特別免許状はない。

2 授与条件

次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- (2) 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

3 効力

特別免許状は、授与した都道府県内のみで有効である。

4 特別免許状の申請

特別免許状の申請に当たっては、教育職員に任命し、雇用しようとする者の推薦が必要である。

申請時期は、随時とする。

申請に当たっては、任命権者又は雇用者から事前に相談してください。

5 特別免許状に関する教育職員検定

申請書類により教育職員検定を行うが、その可否の決定に際し、学校教育に関する学識経験者等の意見聴取を行う。

Ⅱ 普通免許状への上進（免許法別表第3）

小学校、中学校、高等学校教諭の特別免許状を有する教員が、免許状取得後、現有免許状に相当する学校の教員として3年以上良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得すれば、普通免許状を取得することができる。

最低修得単位数一覧（免許法別表第3、施行規則第11条の2）

		小学校教諭		中学校教諭	高等学校教諭
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	28	28	10	10
	最低修得単位の配分				
	各教科の指導法に関する科目	18	18		
	教育の基礎的理解に関する科目	6	6	6	6
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4	4	4	4
大学が独自に設定する科目	単 位 数	15		15	15

[注] 1 小学校教諭専修・一種免許状を取得する場合の教育課程及び指導法に関する科目については、各教科の指導法のうち有する特別免許状の教科以外のものをそれぞれ2単位以上を修得すること。

各教科の指導法に関する科目…国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）

2 専修免許状にかかる単位数のうち 15 単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得すること。（免許法別表第3備考第4号）

3 大学が独自に設定する科目については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第11条の2の表備考第1号）

第4章 免許状の申請手続

I 免許状の申請方法

免許状の取得（追加）方法には、基本的に、次の2パターンに分けられる。

（1）大学における養成による免許状の取得（追加）

定められた基礎資格を有し、文部科学省による課程認定を受けた大学で所定の単位を修得した者に対し、免許状が授与（追加）される。

（2）教育職員検定による免許状の取得（追加）

人物、学力、実務及び身体についての教育職員検定に合格した者に対し、免許状が授与（追加）される。教育職員検定は、原則、提出された書類により行う。このうち、学力の検定は所定の単位を修得すること、実務の検定は規定の在職年数（良好な成績で勤務した期間に限る。）を満たすことによる。

免許状の取得（追加）方法が異なると免許申請方法も異なるので、注意すること。

II 申請書類の提出先

1 大学における養成による免許状の取得（追加）

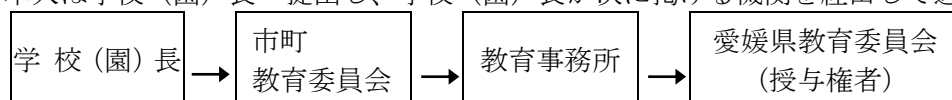
愛媛県教育委員会が授与した免許状の授与証明書の交付、免許状の書換え・再交付
愛媛県教育委員会が開設した免許法認定講習の学力に関する証明書の交付

本人が直接、愛媛県教育委員会へ申請すること。

2 教育職員検定による免許状の取得（追加）

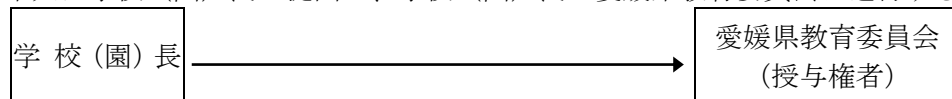
〔市町立学校（幼稚園含む。）の教員が申請する場合〕

本人は学校（園）長へ提出し、学校（園）長が次に掲げる機関を経由して送付すること。



〔市町立幼保連携型認定こども園、国・県・私立学校（幼稚園・幼保連携型認定こども園含む。）の教員及び保育士・保育教諭が申請する場合〕

本人は学校（園）長へ提出し、学校（園）長が愛媛県教育委員会に送付すること。



〔現職教員以外の者が申請する場合〕

本人が直接、愛媛県教育委員会へ申請すること。

Ⅲ 手数料

手数料は、申請する免許状の種類ごとに相当する金額の愛媛県収入証紙をそれぞれの申請書にちょう付すること。

令和3年4月1日改訂

区 分	金 額	備 考
普通免許状の授与手数料	3,400 円	愛媛県手数料条例 第2条 〔別表6 その他の手数料〕
特別免許状の授与手数料	3,400 円	
臨時免許状の授与手数料	1,900 円	
教育職員の免許状の新教育領域の追加手数料		
（1）普通免許状の新教育領域の追加	3,400 円	
（2）臨時免許状の新教育領域の追加	1,900 円	
免許状の書換え手数料	1,100 円	
免許状の再交付手数料	1,200 円	証明事務等に係る 手数料条例第2条
教育職員検定手数料	1,900 円	
免許状授与証明書の交付手数料	700 円	
学力に関する証明書の交付手数料	700 円	

[注]教育職員検定を伴う場合は、授与(追加)手数料に教育職員検定手数料を加えた額となる。

(例) 他の種類、他教科、隣接校種の免許状等の授与

教育職員検定 1,900 円 + 授与 3,400 円 = 5,300 円

Ⅳ 実務、人物及び身体に関する証明書の証明者

国立・公立・私立学校の教員等の証明者は、次のとおりである。(免許法別表第3備考第2号、施行規則第67条)

学校等の種類	実務証明責任者	備 考
大学附置の国公立学校	大学の学長	身体に関する証明書は、証明者が学校で行う健康診断等により確認を行ったうえで作成し、証明すること
県立学校	愛媛県教育委員会	
市町立学校	市町教育委員会	
私立学校	学校法人の理事長	
少年院	法務大臣	
海外の在外教育施設	文部科学大臣	
外国の教育施設又はこれに準ずるもの	独立行政法人国際協力機構の理事長	

※市町立・県立学校教員等は、所属長を通じて証明書作成を依頼すること。

国立・公立・私立学校の教員以外の者については、次のとおりとする。

学校等の種類	証明者	備 考
臨時免許状を申請する場合（新規講師採用者）	大学附置の国公立学校	身体に関する証明書は、証明者が健康診断票を提出させる等により確認を行ったうえで作成し、証明すること
	県立学校	
	市町立学校	
	私立学校	
大学に在籍する者又は大学を卒業した者の証明で、大学が証明可能な場合	大学の学長	
上記以外の場合	愛媛県教育委員会 ※面接等による。	

※「上記以外の場合」の面接等については、義務教育課が行う。

その場合、身体に関する証明書は、病院で健康診断を受けて発行されたものとする。

V 申請書類

申請の際は、県教委規則に規定する次の書類を免許状の種類ごとに各1通、①から順番にそろえて提出すること。

[注1]

免許状に記載する「氏名」、「旧姓」及び「通称名」については常用漢字で表記する。

[注2]

申請書類中「現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書」について
… 所有する全ての免許状について、添付すること。

[注3]

申請書類中「戸籍抄本等」について

… 戸籍抄本等の改姓・転籍の事実が確認できる書類のこと。

改姓・転籍により、現在の氏名・本籍地が添付する証明書・免許状等の記載と異なる場合に限り提出が必要である。

なお、同時に複数の免許状授与・追加を願い出る場合で、いずれか1つの出願に係る書類として提出したときは、他の出願に係る書類としては、提出することを要しない。

なお、以下、「大学における養成による免許状の取得（追加）」の場合は**大学養成等**、「教育職員検定による免許状の取得（追加）」の場合は**教育職員検定**と分けて述べているので、申請方法、提出先等に注意すること。

1 普通免許状の授与の出願（免許法第5条第1項）

特別支援学校教諭普通免許状への新教育領域追加の出願（免許法第5条の2第3項）

大学養成等

- ① 教育職員免許状授与（追加）申請書（様式第1号）
- ② 宣誓書（様式第7号）
- ③ 実務に関する証明書（教員の経験年数に応じて教育実習の単位を振り替える場合）
- ④ 基礎資格を有することを証する書類
（卒業証明書、修了証明書、保健師又は看護師の免許等）
- ⑤ 学力に関する証明書
- ⑥ 介護等体験に関する証明書又は介護等体験免除者であることを証する書類
（小学校及び中学校の免許状を申請する場合）
- ⑦ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注2]
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）
- ⑧ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注3]

ただし、教員免許更新制により失効した免許状の再授与を出願する場合、愛媛県教育委員会が認めるものにあつては、上記③～⑥の全部又は一部の提出を省略することができる。

2 教員資格認定試験合格による普通免許状の授与の出願（免許法第16条の2第1項）

大学養成等

- ① 教育職員免許状授与（追加）申請書（様式第1号）
- ② 宣誓書（様式第7号）
- ③ 教員資格認定試験の合格証書の写し又は合格証明書
- ④ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注2]
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）

- ⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

3 情報・福祉の講習を修了したことによる普通免許状の授与の出願（12 年改正法附則第 2 項、第 3 項） **大学養成等**

- ① 教育職員免許授与（追加）申請書（様式第 1 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）
③ 情報・福祉の教科に関する講習を修了したこと証する書類
④ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書〔注 2〕
⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

4 普通免許状の検定及び授与の出願（免許法第 5 条第 1 項及び第 6 条）

特別支援学校教諭普通免許状への新教育領域追加の出願（免許法第 5 条の 2 第 3 項及び第 6 条）

教育職員検定

- ① 教育職員（普通・臨時）免許状検定及び授与（追加）願（様式第 2 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）
③ 身体に関する証明書（様式第 9 号）
④ 実務に関する証明書（他の教科の免許状を申請する場合は不要）
（学校栄養職員が、栄養教諭免許状を申請するに当たり栄養教育実習の単位を振り替える場合は、学校栄養職員としての実務に関する証明書だけでなく、特別非常勤講師としての実務に関する証明書も併せて必要）
⑤ 人物に関する証明書（様式第 11 号）
⑥ 基礎資格を有することを証する書類（栄養教諭の場合に限る。）
⑦ 学力に関する証明書
⑧ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書〔注 2〕
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）
⑨ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

ただし、教員免許更新制により失効した普通免許状の再授与の出願の場合、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、上記④の提出を省略することができる。

5 施行法第 2 条による普通免許状の検定及び授与の出願（施行法第 2 条第 1 項）

教育職員検定

- ① 教育職員（普通・臨時）免許状検定及び授与（追加）願（様式第 2 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）
③ 身体に関する証明書（様式第 9 号）
④ 実務に関する証明書
⑤ 人物に関する証明書（様式第 11 号）
⑥ 基礎資格を有することを証する書類
（施行法第 2 条第 1 項の表の上欄に掲げる資格を有することの証明書）
⑦ 学業成績証明書
⑧ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書〔注 2〕
⑨ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）〔注 3〕

ただし、教員免許更新制により失効した普通免許状の再授与の出願の場合、愛媛県教育委員会が認める者にあつては、上記④の提出を省略することができる。

6 免許状交付の出願（施行法第 1 条第 3 項） **大学養成等**

- ① 教育職員免許状交付申請書（様式第 3 号）
② 宣誓書（様式第 7 号）

- ③ 学業成績証明書又は教科認定書（中学校及び高等学校の免許状の場合）
(様式第 12 号)
- ④ 旧免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注 2]
- ⑤ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

7 特別免許状の検定及び授与の出願 **教育職員検定**

- ① 教育職員特別免許状検定及び授与願 (様式第 4 号の 3)
- ② 宣誓書 (様式第 7 号)
- ③ 推薦書 (様式第 7 号の 2)
- ④ 身体に関する証明書 (様式第 9 号)
- ⑤ 実務に関する証明書
- ⑥ 人物に関する証明書 (様式第 11 号)
- ⑦ 高等学校以上を卒業したことを証する書類（最終学歴の卒業証明書又は修了証明書）
又は高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有することを証する書類
- ⑧ 学業成績証明書
- ⑨ 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証する書類
- ⑩ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注 2]
- ⑪ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

※申請時期は、随時とする。

（申請にあたっては、任命権者又は雇用者から事前に相談してください。）

8 臨時免許状の検定及び授与の出願 **教育職員検定**

- ① 教育職員（普通、臨時）免許状検定及び授与（追加）願 (様式第 2 号)
- ② 宣誓書 (様式第 7 号)
- ③ 教育職員臨時免許状出願副申書 (様式第 8 号)
- ④ 身体に関する証明書 (様式第 9 号)
- ⑤ 実務に関する証明書
- ⑥ 人物に関する証明書 (様式第 11 号)
- ⑦ 教科（領域）認定書（中学校、高等学校、又は特別支援学校の教員）(様式第 12 号)
- ⑧ 高等学校以上を卒業したことを証する書類（最終学歴の卒業証明書又は修了証明書）
又は高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有することを証する書類
- ⑨ 学業成績証明書
- ⑩ 現に有する免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書 [注 2]
（新教育領域の追加の場合は、現に有する免許状）
- ⑪ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

9 免許状の書換え

- ① 教育職員免許状（書換え・再交付）申請書 (様式第 5 号)
- ② 現に有する免許状
- ③ 戸籍抄本等 [注 3]

10 免許状の再交付

- ① 教育職員免許状（書換え・再交付）申請書 (様式第 5 号)
- ② 破損の理由によるものは、その免許状及び理由書
- ③ 紛失の理由によるものは、その理由書
- ④ 戸籍抄本等（書換え済みの場合は不要）[注 3]

11 特別非常勤講師の届出

- ① 特別非常勤講師任命等届出書

(様式第 16 号の 2)

12 免許教科以外の教科担任許可申請

- ① 免許教科以外の教科を担当する許可申請書
② 調書

(様式第 17 号)

(様式第 18 号)

13 教育職員免許状授与証明書の交付

- ① 教育職員免許状授与証明書交付申請書
② 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合 書換え済みの場合は不要）[注 3]

(様式第 15 号)

14 愛媛県教育委員会が開設した免許法認定講習の学力に関する証明書（教育職員検定）の交付

- ② 学力に関する証明書（教育職員検定）交付申請書
③ 戸籍抄本等（改姓・転籍がある場合）[注 3]

(様式第 13 号)

VI 実務、人物及び身体に関する証明について（証明者向け）

国立・公立・私立学校の教員にかかる人物、実務及び身体に関する証明書は、証明者が免許法により規定されている。

教育職員免許法第7条第2項

国立学校又は公立学校の教員にあつては所轄庁、私立学校の教員にあつてはその私立学校を設置する学校法人の理事長は、教育職員検定を受けようとする者から請求があつたときは、その者の人物、実務及び身体に関する証明書を発行しなければならない。

1 証明者

国立・公立・私立学校の教員等の人物、実務及び身体に関する証明書の証明者は、次のとおりである。

学校等の種類	実務証明責任者	備 考
大学附置の国公立学校	大学の学長	免許法 別表第3 備考第2号
県立学校	愛媛県教育委員会	
市町立学校	市町教育委員会	
私立学校	学校法人の理事長	
少年院	法務大臣	施行規則 第67条
海外の在外教育施設	文部科学大臣	
外国の教育施設又はこれに準ずるもの	独立行政法人国際協力機構の理事長	

国立・公立・私立学校の教員以外の者については、次のとおりとする。

学校等の種類	証 明 者	備 考
臨時免許状を申請する場合 (新規講師等採用者)	大学附置の国公立学校	身体に関する証明書は、証明者が健康診断票を提出させる等により確認を行ったうえで作成し、証明すること
	県立学校	
	市町立学校	
	私立学校	
大学に在籍する者又は大学を卒業した者の証明で、大学が証明可能な場合	大学の学長	
上記以外の場合	愛媛県教育委員会 ※面接等による。	

※「上記以外の場合」の面接等については、義務教育課が行う。

その場合、身体に関する証明書は、病院で健康診断を受けて発行されたものとする。

2 証明書の様式

様式は、次のとおりである。

様 式 名	根 拠 規 定	備 考
人物に関する証明書	施行規則第73条の2関係別記3の1号様式 県教委規則 様式第11号	
実務に関する証明書	施行規則第73条の2関係別記3の2号様式	
身体に関する証明書	施行規則第73条の2関係別記3の3号様式 県教委規則 様式第9号	

3 証明書の作成方法

本人が直接、愛媛県教育委員会に申請書を提出する場合、証明書は厳封のうえ親展であること。

(1) 人物に関する証明書

性格、指導力、研究心、社会性、教員としての適格性その他の5項目について、所見を記入すること。

(作成例)

様式第11号（第6条・第6条の2・第9条・第10条関係） 人物に関する証明書

人物に関する証明書	
氏 名 ○ ○ ○ ○ (旧 姓) (通 称 名)	
○○年○○月○○日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
○○年 ○ 月○○日	
学校法人 ○○○学園 (証明者) 理事長 ○ ○ ○ ○ 印	
記	
項 目	所 見
性 格	明朗快活であり、生徒職員からも大変好かれる性格である。責任感が強く、何事にも誠実な対応をする。
指 導 力	指導力に優れており、生徒を引きつける授業を展開する。生徒指導においても、厳しさの中にも愛情を持った指導を行う。
研 究 心	積極的に研修に参加するなど、常に問題意識を持って自己研鑽に努めている。研究の成果を授業に生かす努力を怠らない。
社 会 性	協調性に優れ、誰とでも良好な人間関係を築くことができる。細やかな気配りにより、周囲の人からの信頼を得ている。
教員としての 適格性その他	教員としての自覚と誇りを持っている。勤務成績も良好であり、教員として適格であると認める。

注 (旧姓) 及び (通称名) の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

(2) 実務に関する証明書

実務に関する証明書は、次により、良好な成績で勤務した期間について作成すること。

※ この証明書により実務の検定を行うので、担当教科等及び除算期間、非常勤講師の週当たりの授業時数について漏れなく記入すること。

- 〔期 間〕 発令に基づいた期間を正確に記入すること。
- 〔年 月 数〕 暦に従って計算し、余りの日数がある場合は、括弧書きすること。
「2、良好な成績で勤務した年月数」の計算は、全ての年月数を合計し、余りの日数は30日を一月とし、端数は切り捨てること。
休職及び90日以上休暇・休業（病気休暇、産前産後休暇及び育児休業）の期間は除算期間として算定すること。
- 〔担当教科等〕 幼稚園、小学校の場合は、空欄とすること。
専科による勤務の場合は明記すること。
中学校、高等学校の場合は、担当教科を記入すること。
特別支援学校の場合は、担当学部、教科、特別支援領域を記入すること。
- 〔備 考〕 非常勤講師の期間については、週当たりの授業時数を記入すること。
除算期間について、記入すること。

(作成例)

実務に関する証明書					
氏 名 ○ ○ ○ ○ (旧 姓) (通 称 名) ○ ○ ○ ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日生					
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。					
○ ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日 (証明者) ○ ○ 市教育委員会				印	
記					
1、良好な成績で勤務した期間					
期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考
昭和○年○月○日～ 昭和○年○月○日	○年○月 (○日)	○ ○ 市立 ○ ○ 小学校	非常勤 講師		週 8 時間
昭和○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月 (○日)	○ ○ 市立 ○ ○ 小学校	講師	音楽専科	
平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月 (○日)	○ ○ 市立 ○ ○ 中学校	教諭	音楽	H0.0.0～ H0.0.0 病休、休職
平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月	○ ○ 市立 ○ ○ 特別支援学校	教諭	中学部・音楽 知的障害者領 域学級担当	
平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○年○月	○ ○ 市立 ○ ○ 中学校	教頭	音楽	
2、良好な成績で勤務した年月数					
合計 ○ ○ 年 ○ ○ 月					

(3) 身体に関する証明書

身体に関する証明書は、学校保健安全法第 15 条に基づき行われる職員の健康診断の結果を転記したので差し支えない。よって、記載を要する検査項目は、学校保健安全法施行規則第 13 条で定められたものであり、検査を要しない項目の欄については、記載を要しない。

なお、現職教員でない場合の身体に関する証明書は、医療機関で健康診断を受けて発行されたものとする。

〔学校保健安全法施行規則第 13 条で定められた検査項目〕

- 1 身長、体重及び腹囲
- 2 視力及び聴力
- 3 結核の有無
- 4 血圧
- 5 尿
- 6 胃の疾病及び異常の有無（妊娠中の女性職員は検査項目から除く）
- 7 貧血検査
- 8 肝機能検査
- 9 血中脂質検査
- 10 血糖検査
- 11 心電図検査
- 12 その他の疾病及び異常の有無

※次の者は、それぞれ右欄の項目を検査項目から除くことができる。

・ 20 歳以上の職員	1 身長
・ 35 歳未満の職員、 ・ 36 歳以上 40 歳未満の職員、 ・ 妊娠中の女性職員 ・ その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI が 20 未満である職員 ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMI が 22 未満である職員に限る。）	1 腹囲
・ 40 歳未満の職員	6 胃の疾病及び異常の有無
・ 35 歳未満の職員 ・ 36 歳以上 40 歳未満の職員	7 貧血検査 8 肝機能検査 9 血中脂質検査 10 血糖検査 11 心電図検査

$$\text{※BMI} = \frac{\text{体重(kg)}}{\text{身長(m)} \times \text{身長(m)}}$$

(作成例：現職の教員)

様式第9号（第6条、第6条の2、第9条、第10条関係） 身体に関する証明書

身体に関する証明書

氏 名 ○ ○ ○ ○
(旧 姓)
(通 称 名)

〇〇年〇月〇〇日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

〇〇年 〇 月〇〇日

(証明者) 〇〇町教育委員会 印

記

項 目	状 況
身長・体重及び腹囲	(身長) (体重) (腹囲) 1 7 0 . 0 c m ・ 7 2 . 5 k g ・ 8 2 . 0 c m
視力検査	異常なし
聴力検査	異常なし
結核検診	異常なし
血圧測定	異常なし
尿検査	異常なし
胃検診	〇〇〇〇 業務に支障なし
血液検査	異常なし
心電図検査	異常なし
その他	異常なし

異常なし以外の場合は、教員としての通常業務に支障がないことを確認し、その旨、記載してもらうようにしてください。

- 注1 (旧姓) 及び (通称名) の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。
- 2 上記の項目のうち、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第2項又は第3項の規定の適用があったとした場合に除かれる項目がある者にあつては、当該除かれる項目については、記入を要しない。
- 3 身長・体重及び腹囲は測定値を、視力検査以下の項目は異常の有無（異常ありの場合にあつては、その内容）を記入すること。

(作成例：現職以外の者で医療機関を受診する方)

様式第9号（第6条、第6条の2、第9条、第10条関係） 身体に関する証明書

身体に関する証明書

氏 名 ○ ○ ○ ○
(旧 姓)
(通 称 名)

〇〇年〇月〇〇日生

上記の者は、下記のとおりであることを証明する。

〇〇年 〇 月 〇〇 日
所在地 〇〇〇〇
(証明者) 〇〇病院
医師 〇〇 〇〇
TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

認
印

記

項 目	状 況
身長・体重及び腹囲	(身長) (体重) (腹囲) 1 7 0 . 0 c m ・ 7 2 . 5 k g ・ 8 2 . 0 c m
視力検査	異常なし
聴力検査	異常なし
結核検診	異常なし
血圧測定	異常なし
尿検査	異常なし
胃検診	〇〇〇〇 業務に支障なし
血液検査	異常なし
心電図検査	異常なし
その他	異常なし

異常なし以外の場合は、教員としての通常業務に支障がないことを確認し、その旨、記載してもらうようにしてください。

注1 (旧姓) 及び (通称名) の欄は、被証明者が氏名に加えて旧姓又は通称名の併記を希望する場合に記載すること。

2 上記の項目のうち、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第13条第2項又は第3項の規定の適用があるとした場合に除かれる項目がある者にあつては、当該除かれる項目については、記入を要しない。

3 身長・体重及び腹囲は測定値を、視力検査以下の項目は異常の有無（異常ありの場合にあつては、その内容）を記入すること。